

なろしん REPORT 2024

奈良信用金庫の状況



ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども奈良信用金庫をご利用、お引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

本年度も、当金庫の業績推移や1年間の活動状況を編集した「ならしんレポート2024」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いです。

昨年は新型コロナウイルス感染症の行動規制が緩和されたことから経済活動は回復基調に転じた一方で、中小零細企業においては続く原材料高による利益圧迫、人員不足による経営活動正常化の遅延等、依然として経営活動のリスクを背負った状況下にあると思われます。

個人においても物価高や資源高は家計の重石となっており、マイナス金利政策解除に伴う金利環境の変化もまた地域のお客さまの生活に大きく影響を及ぼすものであります。地域経済においてはこのように物価高、人口減少・少子高齢化、事業承継問題、金利環境等、様々な構造的課題を抱えており、当金庫は地域金融機関として地域経済発展のために、これらの課題と真摯に向き合っていかなければなりません。

このような経済環境の下、地域の事業者さまとの対話により、寄り添った「伴走支援」の徹底を行ってまいりました。今後も、それぞれの事業者さまの強みを生かした「本業支援」の提案を行い、課題解決に向けて奔走してまいります。また新型コロナウイルス感染症の行動規制が解除されたことから、「ならしんバスツアー」や「ならしん文化講演会」等の参加型イベントを本格的に再開いたしました。2023年9月に金庫創立95周年を迎えたことからお客さまへの日頃の感謝の思いをこめて、営業店独自で「シールラリー」等の周年記念イベントを企画し、実施いたしました。

さて、2024年度より当金庫は改めて「顧客本位の業務運営」を仕事の根幹に据え、お客さまのよりよい生活のため、地域の発展のために全力で取り組んでいく方針です。相互扶助の精神を大切に、今一度「信用金庫」の原点に立ち返り、地域のお客さまに真に必要なとされる質の高い金融機関「エクセレント・スモールバンク」となることを目指し、預金・融資業務などの本来の業務はもちろんのこと、お客さまの夢や幸せな生活の実現に向けて全力でサポートするよう努めてまいります。

今後も奈良信用金庫は「顧客本位の業務運営」を徹底し、お客さまの支えとなる金融サービスを提供し、地域の皆さまから信頼される信用金庫を目指してまいりますので、今後とも変わらぬご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆さま方の益々のご繁栄とご健勝を心から祈念いたします。

2024年7月



理事長
菊澤 竜一



CONTENTS

当金庫概要

名称	奈良信用金庫(ならしん)
創業	昭和3年9月
代表者	理事長 菊澤 竜一
本店所在地	奈良県大和郡山市南郡山町529番地の6
電話番号	0743-54-3111(代表)
役員数	206人
店舗数	15店舗(うち出張所3店舗)
会員数	15,015人
出資金	503百万円
預金	360,946百万円
貸出金	185,251百万円
営業地区	奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、大和高田市、橿原市、香芝市、桜井市、御所市、五條市(旧西吉野村・旧大塔村を除く)、葛城市、生駒郡、山辺郡、磯城郡、北葛城郡、京都府木津川市、京田辺市、相楽郡精華町、大阪府四條畷市、大東市、東大阪市(2024年3月末現在)

経営理念

奈良信用金庫は、お客さまに信頼され親しまれる
金融機関としてお客さまと共に繁栄し、発展します。

- 【お客さま本位の経営】
金融サービス業としての使命感を持って、お客さまの繁栄と発展に貢献します。
- 【地域金融機関としての経営】
地域の個人、中小企業のお役に立ち、地域経済の繁栄と発展に貢献します。
- 【健全経営】
堅実、公正な経営により、健全な経営体質を堅持します。
- 【人材育成】
高い見識と倫理観を備えた、実践力のある人材を育成します。
- 【職場風土の醸成】
豊かな人間性に溢れた、明るい風通しの良い職場風土を醸成します。

シンボルマーク

シンボルマークに込められた〈ならしん〉の3つの願い

- 【2つの輪】……………共存
「2つの輪はお客さまと〈ならしん〉との尽きることのない結びつき…」
協同組織による地域金融機関として地元の皆さまとともに歩み続ける〈ならしん〉。皆さまに愛され親しまれ、そして互いに信頼で結ばれた、地域になくてはならない信用金庫を目指します。
- 【外円への空間】……………発展
「外円への空間は無限に伸びる将来…」
金融を通じて地元の皆さまの繁栄に奉仕します。また、堅実経営に徹し、〈ならしん〉も成長してさらに皆さまのお役に立ち、互いの悠久の発展を目指します。
- 【若草色】……………活力
「若々しく、明るく、清新な若草色…」
活気に満ち、夢ゆたかなまちづくりに誠心誠意尽くします。また、職員が明るく生き生きと働ける職場づくりを目指します。



〈ならしん〉の“な”をデザイン化

ならしんお客さま笑顔宣言 ……………	03
(お客さま本位の業務運営に関する基本方針)	
共通KPIの取組状況について ……………	04
「経営者保証に関するガイドライン」への ……	05
対応方針について	
「金融仲介機能のベンチマーク」を ……………	06
活用した取組状況について	
ならしんの業績について ……………	07
主要な経営指標の推移 ……………	09
自己資本比率の状況 ……………	09
金融再生法開示債権の保全・引当状況 ……	10

コンプライアンスへの取組み ……………	11
個人情報管理の取組み ……………	12
リスク管理の状況 ……………	13

地域との関わり ……………	15
地域密着型金融の取組み ……………	16
金融円滑化の取組み ……………	16
CSRへの取組み ……………	19
トビックス ……………	21
95周年記念事業について ……………	22
総代会について ……………	23

融資業務 ……………	25
預金業務 ……………	25
その他業務・サービス ……………	25
セミナー・相談会のご案内 ……………	26
キャッシュカードのご利用について ……	26

貸借対照表 ……………	27
損益計算書・剰余金処分計算書 ……………	28
注記 ……………	29
主な事業に関する事項 ……………	31
預金に関する指標 ……………	32
貸出金等に関する指標 ……………	33
有価証券に関する指標 ……………	34
パーゼルIII開示資料編 ……………	35
自己資本の充実の状況等の開示	
開示項目一覧 ……………	43

金融ADR制度への対応 ……………	44
組織体制について ……………	45
主要な事業の内容 ……………	45
沿革 ……………	46
取扱手数料一覧 ……………	47
店舗一覧 ……………	49

ならしんの
経営方針について

お客さまへ

地域貢献

業務のご案内

資料編

金庫の概要

お客さまお一人おひとりのお考えを尊重し、お客さまの立場にたつて最善の利益を追求するとともに、夢や幸せな生活の実現をサポートしてお客さまを笑顔にすることが奈良信用金庫の事業の目的であり、当金庫役職員の活動目的です。奈良信用金庫はお客さまからの信認を得てこの目的を行うため、お客さま本位の業務運営により以下の方針を制定し、遵守することをここに宣言します。本方針は、より良い業務運営を実現するため適宜見直してまいります。

1 常にお客さまのお考えを尊重し、お客さまの立場において最善の利益を追求してまいります。

- 当金庫は、お客さまの最善の利益がお客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活に繋がると考え、お客さまの立場にたつてその実現のお手伝いをします。
- 当金庫は「お客さま本位の業務運営」を徹底的に追求し、役職員は高度な専門性と職業倫理を保持し、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまにどのような価値を提供できるかを常に考えるとともに、お客さまにとって最善の利益を図るようコンサルティング能力を高めてまいります。

2 お客さまお一人おひとりの思いを理解し、それにふさわしい金融商品やアドバイスを提供いたします。

- お客さまの思いやお考えを対話を通して理解するよう努めるとともに、その時間を大切にしてお客さまとの価値観を共有してまいります。
- お客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活の実現に向けたライフイベントや資産の形成に関するセミナー等を実施し、お客さまのお手伝いをする機会を設けてまいります。
- お客さまそれぞれのライフイベントを理解し、お客さまにふさわしいと考える金融商品を適合性も重視し提供してまいります。
- お客さまのお考え等を尊重し、「販売」としてのご提供ではなく、そのライフイベント等にふさわしい商品をお客さまご自身に選択いただく「ご購入」の姿勢でご提供してまいります。またご提供商品はお客さまの視点に基づいて適宜見直してまいります。
- 合理的根拠の乏しい金融商品の乗換取引や回転売買のほか、ご融資取引等が発生する、あるいは今後発生する可能性のあるお客さまに対して、優越的地位を不当に利用するご提案はいたしません。
- 地域のみなさまに対して、お客さまの投資判断にお役立てできる、商品特性、リスクやリターンの大きさ、現在の市場動向等の情報提供に努めてまいります。
- 金融商品の販売にあたり、お客さまにご負担いただく手数料については、契約締結前交付書面や目論見書、販売用資料等にて、その詳細をわかりやすく説明し、お客さまが正しい投資判断が行えるよう手数料の開示に努めてまいります。

※当金庫は金融商品の組成会社等の委託を受け商品の販売を行っております。(金融商品の組成には携わっておりません)

3 お客さまの利益が不当に害されることがないように、利益相反の適切な管理に取り組んでまいります。

- 当金庫は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反の適切な管理体制を定め、お客さまの利益の保護を図ります。

4 お客さまにご理解いただけるよう重要な情報については、分かりやすくご説明してまいります。

- 金融商品をご提供するにあたり、お客さまにとっての「必要性」「選定理由」「手数料等の費用」「リスク」等、重要な情報を目論見書や販売用資料、タブレット端末等を活用して、お客さまに十分ご理解いただけるまで丁寧にわかりやすくご説明します。
- はじめて金融商品をご検討されるお客さまや高齢のお客さまについては、その情報について販売前にご理解いただけるかを検討し、高齢のお客さまには販売後にも、十分にご理解いただけたかをより慎重に確認します。
- 金融商品の販売後も夢や幸せな生活の実現に向けて継続的なサポートはもちろんのこと、お客さまのお考えやライフステージの変化等に対しても継続的なコンサルティングに努めてまいります。

5 この宣言を遵守するため、常にお客さまからの声に耳を傾け、役職員が一丸となってお客さま本位の企業風土が定着するよう取り組んでまいります。

- 当金庫はこの宣言を運営の根幹とするとともに、それが金庫文化となる組織づくりを目指してまいります。
- 役職員間での協力を惜まず、全役職員でお客さまお一人おひとりの夢や幸せな生活の実現のお手伝いをする企業文化を醸成するよう努力してまいります。
- 全役職員がお客さまのさまざまなお考えにお応えできる知識、スキル向上に努めてまいります。
- 営業活動を通じてお客さまの声を収集、検証し、取組の改善に繋げてまいります。
- お客さま本位の業務運営が企業風土として定着するように、真にお客さまの利益に合う提案やコンサルティングが評価される業績評価や人事評価の態勢を構築してまいります。
- この宣言の遵守状況については、定期的に検証を行い、経営陣はこの宣言が定着するよう努めてまいります。

以上
(2021.12.29改訂)

金融庁公表の「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係についてはこちらをご確認下さい。



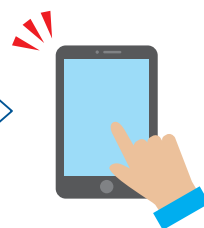
ならしんの
経営方針について

お客さまへ

- 地域貢献

業務のご案内

- 資料編



©Know's i-land INC.2024

金庫の概要

- 相談業務における職員のコンサルティングスキルの向上を目的に、2021年度にCISマイスター制度を導入いたしました。検定に合格し、認定された職員がMA(マネーアドバイザー)として2022年度より活動を開始しております。
- オンライン会議システムや動画を活用した研修により、職員の能力向上を図っています。
- よりお客さまのお役に立てるよう専門性を高めてまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への 対応方針について

当金庫は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、
遵守してまいります。

当金庫は、地域の中小企業に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与することが、事業地域が限定された協同組合組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であると認識し、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいりました。

また、中小企業者様へのご融資に際しご提供いただく個人保証につきましても、契約時に保証の意思を慎重に確認させていただくとともに、保証契約期間中も保証内容のお問い合わせに関して適切な対応に努めるとともに、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しております。

当金庫は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人であるお客さまが本ガイドラインに則った保証債務の整理を申し立てられた場合には、真摯に対応するよう努めてまいります。

経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として 浸透・定着させるための取組方針(2023年4月制定)

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業継承時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

同ガイドラインの詳細につきましては、下記のホームページをご参照ください。

- 日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/>)
- 全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/>)



「金融仲介機能のベンチマーク」を活用した取組状況について



◇当金庫の取組み方針

当金庫は、単に資金供給者の役割を果たすのみに止まらず、お客さまとの密接な関係を長く維持することにより蓄積された貴重な情報を基に事業性評価(事業の持続可能性や事業の成長性等の適切な評価)を行い、お客さまの更なる発展や改善に資するコンサルティング機能を発揮することにより、地域における金融仲介機能を果たすことで、地域社会の発展に貢献できるものと考えております。

地域社会の発展に貢献する取組みを強化するため、「金融仲介機能のベンチマーク」等を活用し、当金庫の取組み状況を点検・評価することで、金融仲介機能をさらに高めてまいります。

「金融仲介機能のベンチマーク」とは

金融庁が2016年9月に、金融機関における金融仲介機能を客観的に評価出来る指標として公表しました。具体的な項目は、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するための活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択可能な「選択ベンチマーク」と、金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合に活用する「独自ベンチマーク」で構成されています。

◇共通ベンチマーク

○取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

……地域における創業や新規事業の展開を積極的にサポートしてまいります。

■当金庫が関与した創業・第二創業の件数

	2022年度	2023年度
関与した創業・第二創業の件数	37件	45件

※期間中に創業支援に関連する融資を取組した先数を計上しております。

○担保・保証依存の融資姿勢からの転換

……担保や保証に必要以上に依存することなく、適切な事業性評価を行い、お客さまの成長・発展・改善に資するソリューションを提供してまいります。

■当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先及び融資額及び全与信先数及び融資額に占める割合

	2023年3月末		2024年3月末	
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	655先	652億円	631先	607億
上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	31.2%	71.8%	29.9%	70.3%

※割合の算出に関して、先数及び融資残高共に事業性評価実施対象外先は除いております。

◇選択ベンチマーク

○事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資

……当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」などの趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人与経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針については、P.5に掲載しております。

	2022年度	2023年度
新規に無保証で融資した件数	99件	348件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.3%	44.9%
保証契約を解除した件数	9件	24件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	1件	0件

01

ならしんの 経営方針に ついて

今年度も順調な業容とたしかな 資本で経営は安定しています

－ ならしんの業績について －

2024年3月期決算の概況

2023年度は、「お客さま本位の経営」「地域金融機関としての経営」「健全経営」「人材育成」「職場風土の醸成」の経営理念のもと、地域経済発展と地域の皆さまの幸せの一翼を担える組織機能の向上に努め、お客さまと「共通価値の創造」を推し進めてまいりました。

また、収益につきましては、順調な業容や地域のお客さまに対する支援力の強化により、当期純利益は401百万円を計上することができました。資本を積み増してきた結果、自己資本額は前期比255百万円増加して、16,039百万円となり、自己資本比率は前期比0.04ポイント上昇の8.32%と経営の健全性は向上しております。

今後とも、お客さまにご満足いただける金融サービスを提供し、地域の皆さまや中小企業の皆さまに事業の継続を安心して進めていただくために、当金庫の経営の安全性をより高め、地域の繁栄に貢献するよう努めてまいります。

▶ 預 金

2023年度において、預金積金の期末残高は3,609億円、前期比51億円(1.4%)の増加となりました。また、期中平残は3,616億円、前期比43億円(1.1%)の減少となりました。

うち、一般預金は期末残高で前期比21億円(0.6%)増加し3,143億円、期中平残で前期比24億円(0.7%)減少して3,117億円となりました。

個人のお客さま向けには創立95周年を記念して「創立95周年ありがとう定期預金」を販売し、また相続定期預金の取扱いを新たに開始いたしました。

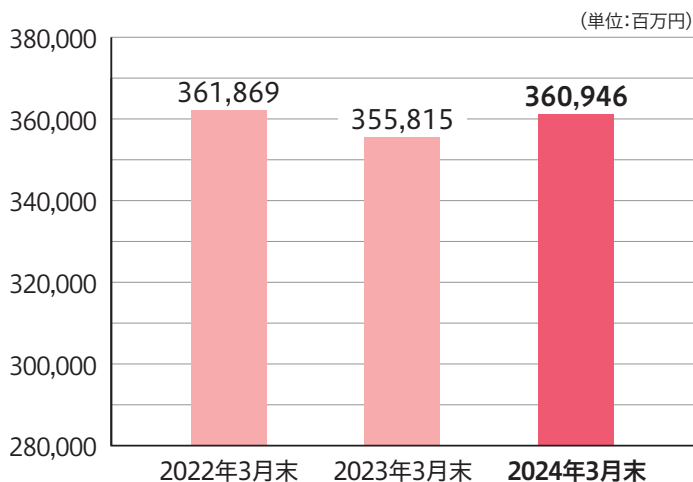
一般預金の個人預金部門では、流動性預金で57億円増加し1,041億円、定期性預金にて67億円減少し1,666億円、個人預金全体では9億円減少し2,708億円となりました。

一方、法人預金については30億円増加し435億円となりました。うち流動性預金が39億円増加の326億円、定期性預金が8億円減少の109億円となりました。公金預金については、期末残高で前期比29億円(6.8%)増加し464億円、期中平残については19億円(3.6%)減少し498億円となりました。

預り資産のうち、投資信託の販売金額は9億円、投資環境もあり残高は61億円にとどまりました。保険に関しては、為替リスクのない円建ての個人年金保険を導入したことにより、販売額は4億円の増加となりました。

また2022年度に引き続き、MA(マネーアドバイザー)が中心となって地域の高等学校にて金融教育を実施し、若年層の金融リテラシー向上に繋がりました。

預 金
360,946
百万円



▶ 貸 出 金

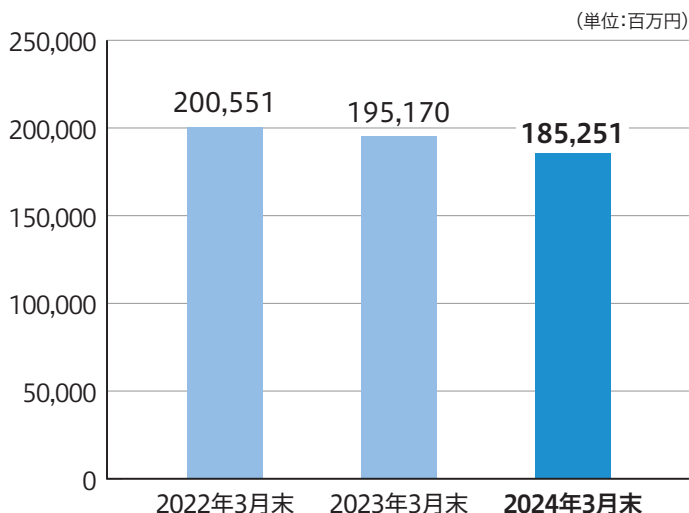
2023年度の貸出金は期末残高で1,852億円となり、前期比99億円(5.0%)の減少、期中平残では1,898億円となり、前期比91億円(4.5%)減少しました。一般貸出金では、期末残高で前期比43億円(2.9%)減少し1,448億円、期中平残で前期比42億円(2.7%)減少して1,464億円となりました。地公体向け貸出金は期末残高は前期比45億円(10.3%)減少し397億円、期中平残は前期比48億円(10.4%)減少し、418億円となりました。事業性貸金については、期末残高は前期比28億円減少し、851億円となりました。

残高については総じて前期比減少となりましたが、2023年度も地域金融機関として、経営者さまの悩みに寄り添い、1先でも多くの地域の事業者さまの力になれるよう、新規事業先推進に積極的に注力し、特に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者さまに対し、コンサルティング・ソリューション力を発揮しながら、経営者さまが事業継続できるよう伴走支援に努めてまいりました。新規事業先貸出金は145件の21億円取り組み、その結果、取引事業者数は2,108先と増加いたしました。

また、経営改善支援や事業再生支援の必要性が高まる中で、2023年度より本業支援指導員を招聘し、事業者の方々の強みを生かした本業支援ができる人材の育成にも注力しております。地域の良き相談役となれるよう、コンサルティング力の向上に努めてまいります。

貸 出 金

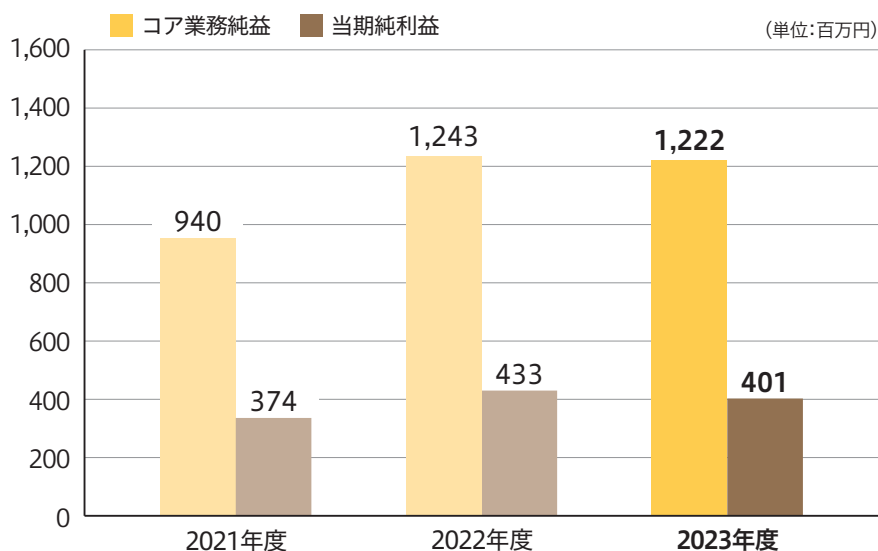
185,251
百万円



▶ 損 益

貸出金利回りは上昇したものの残高減少により貸出金利息は前期比58百万円減少しました。一方で、預金利息は利回りが低下したこともあり、前期比で減少しました。本業での収益を示すコア業務純益は前期比21百万円減少の1,222百万円となりました。

物価高やエネルギー高騰、人口減少等、経営環境が厳しい中、「お客さま本位の業務運営」を徹底し、将来の信用コスト低減のため計画的に信用コストを計上し、当期純利益は前期比32百万円の減少となりましたが、期初計画を大幅に上回り、401百万円計上することができました。



健全な経営体質が 私たちならしんの強みです

主要な経営指標の推移

(単位:百万円、%、人、千口)

区 分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	5,457	5,314	4,458	4,655	4,527
経 常 利 益	△ 250	170	709	691	570
当 期 純 利 益	△ 283	211	374	433	401
業 務 純 益	1,223	730	1,039	1,052	854
実 質 業 務 純 益	1,544	907	1,098	752	861
コ ア 業 務 純 益	636	1,348	940	1,243	1,222
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	315	1,062	882	1,090	943
業 務 粗 利 益	4,415	3,582	3,700	3,394	3,426
資 金 運 用 収 支	3,406	3,912	3,523	3,837	3,779
資 金 運 用 収 益	3,727	4,135	3,670	3,924	3,860
資 金 調 達 費 用	320	224	147	88	82
役 務 取 引 等 収 支	67	51	12	2	△ 26
役 務 取 引 等 収 益	281	264	223	225	215
役 務 取 引 等 費 用	214	213	210	222	241
そ の 他 業 務 収 支	942	△ 381	163	△ 446	△ 326
そ の 他 業 務 収 益	1,350	747	324	239	151
そ の 他 業 務 費 用	408	1,129	160	685	478
業 務 粗 利 益 率	1.20	0.94	0.99	0.91	0.92
預 金 残 高	357,737	365,944	361,869	355,815	360,946
貸 出 金 残 高	206,471	210,848	200,551	195,170	185,251
有 価 証 券 残 高	121,258	108,303	123,148	116,999	109,728
純 資 産 残 高	10,980	15,328	15,748	13,187	15,052
総 資 産 残 高	381,427	393,880	390,674	377,612	384,566
単 体 自 己 資 本 比 率	7.79	8.24	8.20	8.28	8.32
会 員 数	14,896	15,211	15,178	15,073	15,015
出 資 金	514	514	510	507	503
口 数	10,294	10,293	10,210	10,145	10,076
配 当 金 総 額 (1口50円当たり)	20 (2円)	20 (2円)	20 (2円)	20 (2円)	20 (2円)
職 員 数	221	215	212	204	200

(注)1.資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

2.総資産額には債務保証見返を含んでおりません。

3.業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

4.実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

5.コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

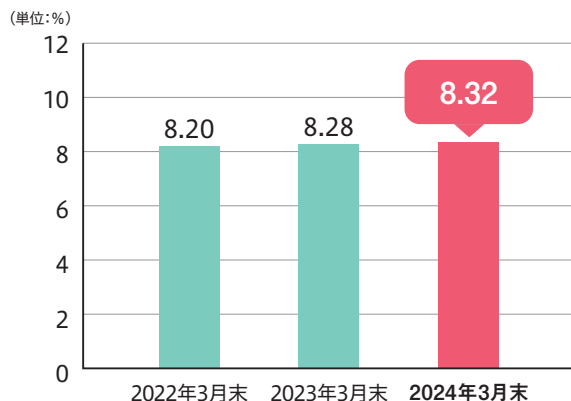
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

自己資本比率の状況

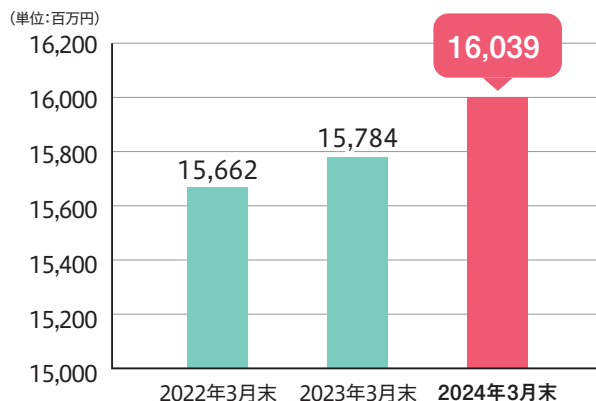
自己資本比率は前期比0.04ポイント上昇の8.32%となりました。安定的な収益の確保に向けた有価証券運用等でリスクアセットが前期比2,226百万円増加しましたが、当期純利益を401百万円計上できたことで自己資本は前期比255百万円増加しております。

なお、当金庫の自己資本比率は、国内金融機関の安全性の基準とされる4% (国内基準) を大きく上回っており、健全な財務体質を維持しております。

■ 自己資本比率の推移



■ 自己資本額の推移



金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2022年度	590	590	494	96	100.0%	100.0%
	2023年度	957	957	831	125	100.0%	100.0%
危険債権	2022年度	3,372	2,771	2,120	651	82.17%	51.99%
	2023年度	3,738	2,614	2,013	600	69.94%	34.84%
要管理債権	2022年度	-	-	-	-	-	-
	2023年度	184	141	101	39	76.73%	48.17%
	三月以上延滞債権	2022年度	-	-	-	-	-
		2023年度	-	-	-	-	-
	貸出条件緩和債権	2022年度	-	-	-	-	-
		2023年度	184	141	101	76.73%	48.17%
小 計 (A)	2022年度	3,963	3,362	2,614	747	84.82%	55.42%
	2023年度	4,880	3,713	2,946	766	76.09%	39.66%
正常債権 (B)	2022年度	191,722					
	2023年度	180,810					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2022年度	195,686					
	2023年度	185,691					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

02

お客さまへ

ならしんは法令遵守の意識を徹底しています

コンプライアンス

当金庫は、今日まで法令諸規則等のみならず社会的ルールにも準拠した経営と業務活動に努め、創意と工夫を活かしたきめ細かな金融サービスを提供してまいりました。コンプライアンス体制についても、企業倫理確立のため役職員が遵守すべき「奈良信用金庫行動綱領」、「プライバシーポリシー」、「法令遵守に係る基本方針」、「顧客保護等管理方針」、「反社会的勢力に対する基本方針」、「セキュリティポリシー」、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」の制定並びに関連内部規定等の整備に取組ん

でおります。さらにはコンプライアンス委員会や担当部署の活動、役職員研修の充実等によりコンプライアンス体制の確立のため日々努めております。

これからもコンプライアンス体制の整備・維持・強化のため、コンプライアンスの実践に向けてのプログラムやマニュアルの見直し、あるいは内部監査、監事、監査法人などによる厳正なチェックにより、さらなるコンプライアンス体制の強化に努め、役職員一人ひとりに遵法精神の徹底を図ってまいります。

コンプライアンス体制

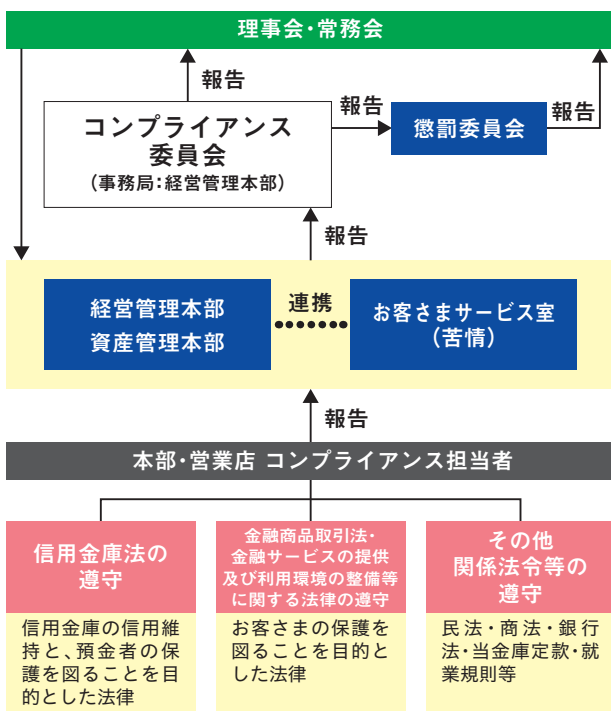
当金庫はコンプライアンス体制の確立を最重要課題のひとつと位置付けて、1999年にコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスプログラムやコンプライアンスマニュアルおよび規定等を制定し、研修・啓蒙活動を通じて全役職員にコンプライアンスの周知徹底を図ってまいりました。

さらに、遵守姿勢の維持・強化・管理を徹底し、体制不備を未然に回避し、「真のコンプライアンス」を企業風土として定着させることを目的として、

2006年にコンプライアンス統括部（現：経営管理本部）に再編成するとともに「コンプライアンス委員会」を設置しました。

コンプライアンス委員会は、法務リスク全般の有効かつ適切なコントロールを実施し、金庫経営におけるコンプライアンス体制の徹底を図る組織と位置付けております。

コンプライアンス体制組織図



奈良信用金庫 行動綱領

信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任

信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保など、お客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない「誠実かつ公正」な業務運営を遂行する。

地域社会とのコミュニケーション

金庫経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

人権の尊重

すべての人々の人権を尊重する。

従業員の働き方、職場環境の充実

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組む。

社会参画と発展への貢献

信用金庫は地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。これら勢力とは、信用金庫単体での取引のみならず、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などを含む全ての取引において、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

金融商品にかかる勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引に当たり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益を保護するため利益相反管理方針を制定するとともに

に、関連内部規定等を整備し、お客さまからの信頼を向上させるため適切に取組んでおります。

個人情報管理の取組み

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまを識別し得る情報を適切に保護することが、重要であると認識しております。個人情報保護方針に基づき安全管理措置として、外部侵入者防止のための入退室管理システムや個人情報漏洩防止のためのIC認証システムを導入し、個人情報を適正か

つ厳格に取扱いしております。これからも、お客さまの個人情報を大切に取扱うよう、役職員の研修やシステムの充実を進め、適切な取扱いへの努力を続けてまいります。

奈良信用金庫のプライバシーポリシーおよびお預かりした個人情報の利用目的につきましては、当金庫営業店に掲示または備え付けしております。当金庫のホームページでも公表しております。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

- 1.当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報等の適切な保護と利用を図るために、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法といいます。)」および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守します。
- 2.当金庫は、当金庫の業務において取扱う個人情報等の利用目的を特定し、当金庫のホームページ等に公表します。法令等を遵守した適切な個人情報等の取得、利用および提供を行うとともに、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を取扱うことはいたしません。個人情報について、利用目的の範囲を超える場合は、法令等に定める場合を除き、ご本人

の同意を得ることといたします。

- 3.当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情および相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係を調査し、合理的な期間内に誠意を持って対応いたします。
- 4.当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置を講じ、個人情報等の漏洩、滅失または毀損の防止および是正に取組みます。
- 5.当金庫は、社会情勢・環境の変化等を踏まえて、継続的に見直し、個人情報等を保護するための取組みを改善いたします。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

奈良信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

常務会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は経営管理本部とし、経営管理本部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客の属性や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析を行い、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である経営管理本部による営業店等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. お客さま宛周知・広報活動

お客さまからの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店にて、お客さまからの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

以上

用語解説

※マネー・ローンダリング

犯罪行為で得た資金を正当な取引で得た資金のように見せかける行為や、口座を転々と移転することで出所を分からなくして、正当な手段で得たお金と見せかけることをいいます。

※テロ資金供与

テロ行為の実行や、大量破壊兵器の拡散を目的とする必要な資金をテロリスト等に提供する行為のことをいいます。

※フィルタリング

各種取引制限等を記載したリストと取引申出人の氏名等を照合することを行います。リストに記載された人物と一致した場合は、取引申出をお断りします。

※モニタリング

口座への入出金といった取引データや顧客情報などから、マネー・ローンダリングや金融犯罪等に利用されていると思われる取引を抽出し、確認することをいいます。

ならしんは適切なリスク管理により 健全経営に努めています

リスク管理の基本方針

社会的、公共的責任を背負う地域金融機関の最大の使命は、良質且つ円滑な金融サービスの提供を通じて地域の繁栄、発展に寄与することだと考えております。この使命を遂行するためには、経営の危機的事態（リスク）を未然に察知および回避し、金庫経営の揺ぎ無い「健全な財務体質」と「強靱な経営体質」を構築することで業務の健全性と適切性を確保することが不可欠であり、リスク管理は経営管理上の最重要事項と言えます。

当金庫のリスク管理方針は、リスクの特性によりリスクを

適正にコントロールしつつ収益の拡大を図っていく「コントロールすべきリスク」とリスクの発生自体を予防することでリスクの極小化に努める「極小化すべきリスク」に大別して管理し、リスクの計測についても単なる計測手法の高度化だけではなく、リスク認識されたリスクファクターに対する将来への備えや対策、役職員の方向性や行動の決定など実行面の高度化を意識した体制の構築を目指していくことを基本方針としております。

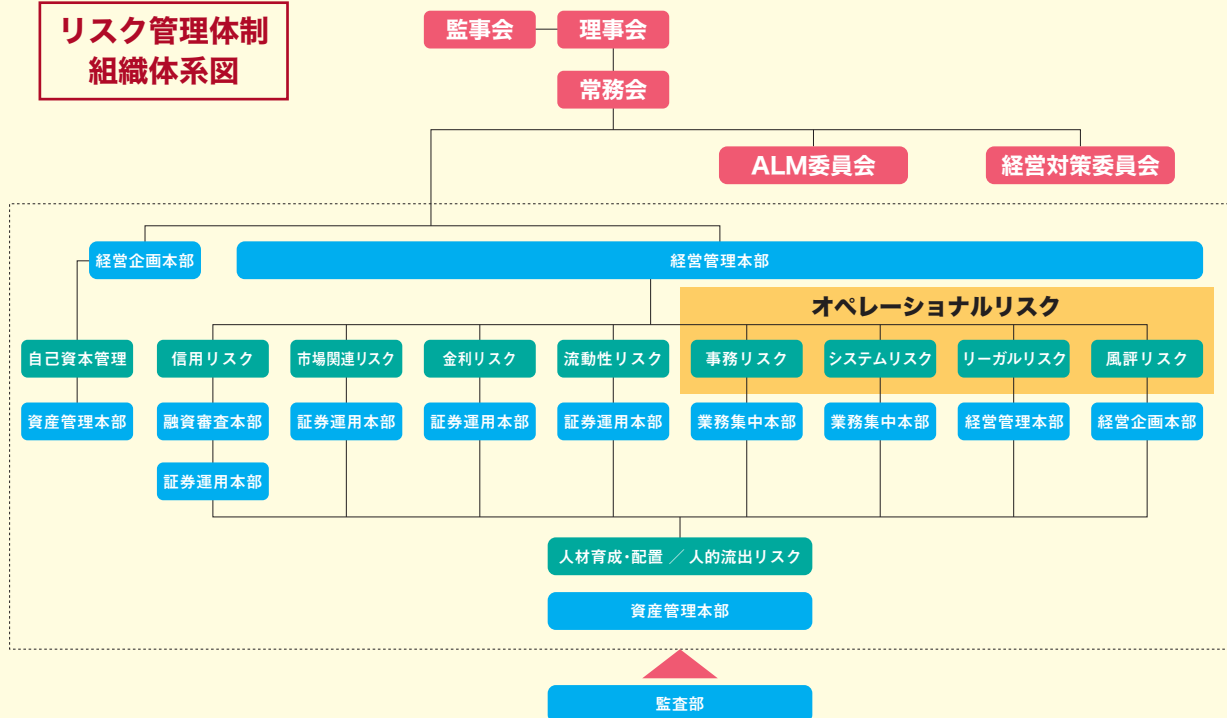
リスク管理体制の整備

単なるリスクの極小化を目的としたリスク管理は、適切な収益機会を逃すばかりでなく地域金融機関としての存続意義を失墜しかねません。適切なリスク管理を行いながら必要なリスク・テイクを行うことは、中小企業育成という地域経済に貢献する社会的使命を担う信用金庫の責務であります。

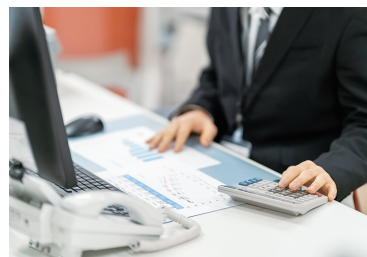
当金庫では、適切なリスク管理を実行するために、以下の組織体制を敷いて運営・管理を行うとともに、金融庁検査、日本銀行審査を定期的に受けて経営の透明性、健全性に努めております。

1999年	コンプライアンス室設置
2000年	リスク管理プログラム制定 監査法人による外部監査導入
2001年	コンティンジェンシープログラム制定
2002年	セキュリティポリシー制定
2004年	個人情報管理室設置
2006年	コンプライアンス統括部設置 リスク量の計量化開始
2007年	統合的リスク管理規定制定 リスク管理室設置
2018年	リスク管理統括部設置
2022年	経営管理本部設置 (本部機構改革による部署名変更)

リスク管理体制 組織体系図



(2024年7月1日現在)



統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、各業務ラインが保有するリスクのうち、計量が可能なもの(信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク)について、その全てが同時に発生した場合においても損害が自己資本に対して一定の範囲内で収まるようリスクを管理し、コントロールを図ることをいいます。

当金庫では各リスク量に対応した資本を配賦することで、各リスクおよびリスク全体が金庫に与える最大ダメージを想定し、ALM委員会等で協議検討することによって経営体力に見

合ったリスク制御と戦略的なリスク取得を図り、リスク・収益のバランスコントロールにより、業務の健全性を維持しながら、安定収益と自己資本を確保していくよう努めています。

なお当金庫では、バーゼルⅢに関する各リスクに対して下記の管理手法でリスクマネジメントを実施しております。(バーゼルⅢに関連した管理手法につきましては、用語解説も合わせてバーゼルⅢの開示ページをご覧ください)

信用リスク管理

信用金庫に課せられた使命は、相互扶助の精神に基づいた地域伸展への貢献であることから、融資部門の信用リスク管理は最重要リスクファクターであり、単なる計量化にとどまらず、普段の業務活動における実態把握によって信用供与先の財務状況悪化などのリスクを早い段階で発見できる体制が必要とされています。

信用リスクを計測するにあたっては、過去データを基準とした信用VaRを活用し計量を行っているほか、与信集中リスクに関しても大口ローンレビューや業種・金額・債務者区分によるポート構成管理によってリスク分散のマネジメントを図っており、これらリスク管理の適切性については経営陣や内部監査部門による組織的な定期検証を行っています。

市場関連リスク管理

金融のグローバル化により様々な仕組みの商品が発売され収益機会の選択肢が増える一方、複雑な商品ほどリスクプロファイルを精緻に認識し、将来的なリスク量の把握、リスク顕在化時のシナリオに向けた対策を整えておかねばなりません。市場関連リスクの管理として、上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託・リート等にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測により管理しております。

また、金利リスクについては、一定のショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度(収益ストレステスト)、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会などで協議検討するとともに、経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

オペレーショナルリスク管理

当金庫では、「いかに高度化したシステムであっても、人を介した対応は必須」との判断から、技術的なリスク回避よりも従業員のモラル醸成と業務への誠実な対応こそ最優先すべき事項であると位置付け、金融機関人としての社会的・公共的責任感と使命感を持って職務を遂行する体制を強化することでリスクの極小化を図っております。

一方、システムリスク管理についても、コンピュータシステムのダウン・誤作動、不正使用等、発生機会は微小であっても一度発生すれば影響が極めて大きいテールリスクに対する管理体制の整備・確立は、社会インフラの一旦を担う観点から極めて

で重要となります。当金庫では、規定等の整備や基幹(勘定系)システムにおけるセキュリティー・バックアップ強化等の安全対策にとどまらず、営業店における障害発生時の実践的な訓練を実施し業務継続体制の強化を図っております。

また、全ての業務にオペレーショナルリスクは付随するとの観点から部門を超えた横断的な委員会を組成し、単に全リスクの棚卸しを行うのではなく、過去に発生した事象を中心に連携先との比較・外部専門家による分析を通じ、業務規模や特性、リスク・プロファイルに応じた対策を講じていくことで、実務的なリスクコントロールを図る体制を構築しております。

03

地域貢献

地域経済を強力にバックアップし 発展・繁栄に寄与いたします

地域と奈良信用金庫との関わり

地域の生活・経済の活性化

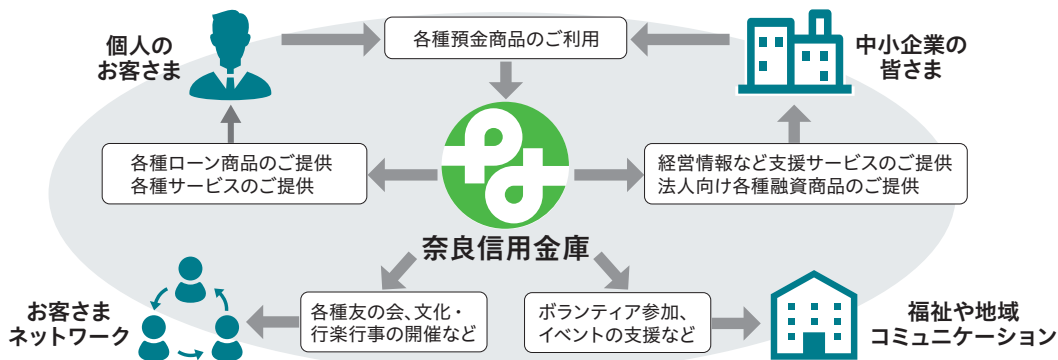
この街と生きていく一。

信金の原点を見つめ、理想を追求し、活動の輪を広げています。

この街のくらしと、経済のために。しあわせと、豊かな文化のために。

〈ならしん〉は、地域金融機関としての業務を通じて、力いっぱい貢献していきたいと願っています。

笑顔と活力の輪、これからも、もっともっと、広がっていきます。



信金中央金庫について



信金中央金庫

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。

資金量	34兆円
拠点数	国内14店舗 海外6拠点
役職員数	1,263人
会員数	254金庫



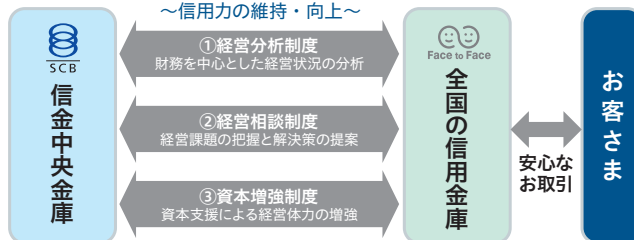
金庫数	254金庫
預金量	161兆円
店舗数	7,077店舗
役職員数	9万7千人
会員数	878万人

※上記計数は、2024年3月末現在のものです。

信金中央金庫の3つの機能

- ①持続可能な社会を実現する機能
- ②信用金庫のセントラルバンク機能
- ③機関投資家としての機能

信用金庫のセントラルバンク機能 信用金庫の経営サポート ～信用力の維持・向上～



ならしんは大和郡山市の指定金融機関です。

当金庫は、大和郡山市の指定金融機関(市金庫)として、公金の収納及び支払い事務等の取扱いを担当しております。市役所内に派出所を設置し、市の財政の窓口としての重責を果たしております。

なお、市の指定金融機関となっている信用金庫は奈良県下では当金庫だけで、また全国的にも少なく、この地域との固い絆は奈良信用金庫の大きな財産となっております。



地域密着型金融の推進について

当金庫はこれまで「奈良信用金庫の地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、地域内の事業再生やお客さまの利便性向上等の取組みを行ってまいりました。2007年度からは「ならしん地域密着型金融推進計画」に基づき、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」、「中小企業

に適した資金供給手法の徹底」、「持続可能な地域経済への貢献」を主要な柱として、協同組織金融機関の独自色を出したコミュニティ・ビジネスを通じ、地域の潜在的なニーズを含めお客さまの問題解決に積極的に取組んでいくとともに、相互扶助の精神に適った地域のサポートに尽力してまいりました。

経営理念

お客さまに信頼され親しまれる金融機関として
お客さまと共に繁栄し、発展します。

1. お客さま本位の経営
2. 地域金融機関としての経営
3. 健全経営
4. 人材育成
5. 職場風土の醸成

相互扶助

非 営 利

地域のために
お客さまのために
「何ができるのか」
「何をすべきなのか」

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

中小企業に適した資金供給手法の徹底

持続可能な地域経済への貢献

信用金庫に特に求められる事項

活力の
ある
地域社会

地域金融円滑化取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、

これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて一層真摯に取り組んでまいります。

金融円滑化法は2013年3月末に終了しましたが、引き続き奈良信用金庫は地域金融の円滑化に努めてまいります。

金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

支援体制について

(1) 金融円滑化に関する本部の体制について

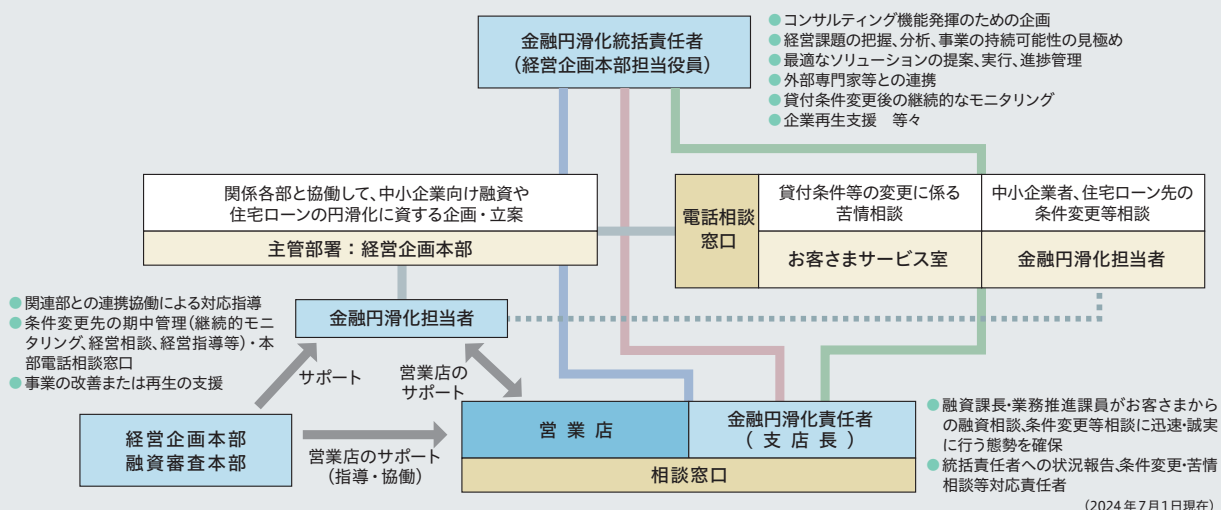
地域金融円滑化への取組みや、ご相談体制をより一層強化・充実させることを目的として、経営企画本部担当役員を「金融円滑化統括責任者」に任命いたしました。また、金融円滑化の取組みに係る主管部署を経営企画本部とし、さらに経営企画本部内に営業店の金融円滑化への取

組みをサポートする「金融円滑化担当者」を配置いたしました。

(2) 金融円滑化に関する営業店の体制について

支店長を「金融円滑化責任者」とした中小企業金融円滑化の支援体制を整備しました。

金融円滑化管理組織



地域に寄り添い、親しみに溢れた 金融機関を心掛け お客さまの更なる成長発展に全力で取組みます

地域中小企業の経営改善及び本業支援による地域活性化のための取組み状況

● 顧客企業に対するソリューション機能の発揮

1) 創業・新規事業開拓の支援

日本政策金融公庫や信用保証協会等の公的支援機関と連携しながら地域における創業支援、新規事業の開拓、資金調達のご相談まで積極的に対応しております。

2) 成長段階における支援

【ビジネスマッチングの取組み】

当金庫とお取引のある事業者さま同士の個別マッチングの機会の提供は勿論のこと、全国の信用金庫とのネットワークを通じた商談会等のご案内を通じて、販路拡大に向けた情報提供を行っております。

【ビジネストータルサポートに向けた取組み】

当金庫ではお取引先の事業者さまが抱える様々な経営上の問題や相談事に対して幅広く対応するため、総合支援プラットフォームを導入し、DX化・デジタルマーケティング・補助金申請・労務管理等、ビジネス環境の激しい変化に対応できる体制を整えております。

3) 経営改善・本業支援・事業承継に対する支援

経営企画本部は営業店と連携しながらお取引先企業の経営課題の把握に努め、中小企業活性化協議会や信用保証協会等の公的支援機関と連携し、支援機能の強化を図っております。また、企業の本質的な価値を見出し、経営者さまの良き理解者として本業支援に対する伴走体制を整えると同時に、事業の歴史を未来に繋げるため専門家を通じた事業承継への取組みも積極的に行っております。

● 外部団体との連携

【日本政策金融公庫 奈良支店との

「業務連携・協力に関する覚書」の再締結による連携の強化】
これまでの連携に加え「地域が抱える社会的課題」の解決に取り組む事業者さまを応援するべく、協調融資商品「NARAKARA」を策定するなど、さらなる連携の強化を行っております。

【奈良県中小企業活性化協議会との連携】

奈良県内の中小企業を対象に、財務面を安定させるための収益力改善、経営再建に向けた取組み、再チャレンジへの支援を行っております。

【大和郡山市・大和郡山市商工会・日本政策金融公庫奈良支店との連携】

事業者が抱える課題の一つである「事業承継」について、上記3機関と業務連携した「大和郡山市事業承継地域ネットワーク」が始動しました。毎月相談会を実施し、地域の事業者さまの円滑な事業承継のサポートを行っております。

【奈良県事業承継・引継ぎ支援センターとの連携】

当金庫では、経営者様の事業の歴史1つひとつに丁寧に耳を傾け、その想いを大切にしながら親族内への承継も、第3者への引継ぎも、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談を承っております。その他、地域の中小企業の事業者の皆さまを総合的に支援するため、様々な分野の団体と業務提携しており、補助金、事業再構築計画、DX、インボイス、SDGsへの取組み等、様々なソリューション機能を整備しております。

※その他、地域の中小企業の事業継続、雇用促進のために（公財）奈良県地域産業振興センターをはじめ県内の様々な機関とも連携し創業から販路拡大、雇用維持、働き方改革や法律相談に至るまで経営全般に関するサポートを実施するため、『奈良県まるごと支援ネットワーク』への参画を通して地域事業者の皆さまに寄り添った体制を整えております。

● ならしん経営者倶楽部の運営

奈良県で事業を営んでいる経営者の皆さまで構成される当倶楽部は、激変する環境に対応できる強い経営者・経営陣など、奈良県に必要となるオピニオン・リーダーとして育て

ることを通じて、会員企業の発展と地域社会の繁栄に貢献することを目的として運営しております。



経済動向、トレンドについての勉強会等を通じて、企業の更なる成長発展、経営力の強化に取り組んでおります。



会員企業の従業員さま、当金庫の職員も参加し、プログラムを通じて若手職員が意見交換を行いました。

● ならしん景気動向調査レポートの発行

当金庫では、お取引をいただいている事業者の皆さまの中から、業種に偏りのないよう選定させていただいた複数の事業者を対象に業況・収益・資金繰り・重点施策について、お客さまのご協力のもとヒアリング調査を行い、その結果を「ならしん景気動向調査レポート」として四半期毎に発行しております。

ヒアリング項目としては、業況の見通し等に加え、人員確保や販路拡大等の自社における課題に対してもお答えいただき、当金庫の支援体制の強化につなげております。

レポート内容については、当金庫ホームページにも掲載しておりますので、是非ご覧ください。

ご相談窓口について

本部ご相談窓口

本部に電話によるご相談窓口を設置し、相談受付体制の充実・強化を図っております。

本部ご相談窓口	金融円滑化相談担当窓口	
	電話番号 フリーダイヤル 0120-54-3652	
	(受付時間：平日午前9時～午後5時)	

営業店ご相談窓口

現在お取引いただいている各支店にお申出ください。

営業店ご相談窓口	受付方法	ご来店、お電話	
	受付時間	ご来店	平日 午前9時～午後3時
		お電話	平日 午前9時～午後5時
	電話番号	「店舗一覧」をご覧ください。	

※ 休日のご相談につきましては、ホームページ・店頭・電話にて開催日・時間・場所をご確認ください。

地域の皆さまに愛される、親しみやすい 信用金庫を目指してまいります

CSRへの取り組み

●「信用金庫の日」にお客さま感謝イベント

1951年6月15日に「信用金庫法」が公布・施行されたことにちなみ、6月15日は「信用金庫の日」と定められています。2023年6月15日(木)の「信用金庫の日」には日頃の感謝の気持ちを込めて、各店舗でお客さま感謝イベントを開催いたしました。



● 金融教育の授業を実施

当金庫職員が講師となり、奈良工業高等専門学校で金融教育の授業を行いました。MA(マネーアドバイザー)が、主なライフイベントにかかる費用や、資産形成の重要性とNISA制度について説明し、ライフプランの大切さを呼びかけました。



● 小学生向け仕事体験で札勘教室

昭和工業団地協議会による小学生向け仕事体験「第5回おしごとフェスタin大和郡山」が2024年3月3日(日)、三の丸会館で開催されました。

18団体の各ブースで、主に大和郡山市内在住の児童や保護者など約1,700人が仕事体験を楽しみ、当金庫ブースではおれを数える「札勘」の体験に取り組んでももらいました。



● 企業版ふるさと納税制度を 活用した天理市への寄付

天理市の教育・子育て事業を支援するため、企業版ふるさと納税制度を活用した100万円の寄付金を贈呈し、2024年2月26日(月)に寄附目録贈呈式が行われました。

寄附金は、令和7年4月1日に開園を予定している「(仮称)樫本北こども園」の園児のため、おもちゃなどの購入にご活用いただく予定です。

当金庫は、今後も地域社会の一員として「地域への貢献・地域との共存」に向けた取り組みを継続してまいります。



CSR(企業の社会的責任)とは・・・

企業が社会に対して環境問題への配慮、地域社会への貢献などの責任を果たして、社会とともに発展していくための活動です。

～ 事業を通じてよりよい社会をつくること。それが私たちの使命です。～

SDGsへの参画

SDGsは、持続可能な世界を実現するために制定されたユニバーサル目標を、国、自治体、民間企業などが協力し17のゴール・169のターゲットの達成に向けて活動し、取組んでいく世界規模の活動です。当金庫は、春日山原始林の保全活動を中心とした奈良の環境や観光への取組みを継続していきます。



奈良信用金庫は、SDGsの取組みに参画しています。

ならっきースタンプの収益金の寄付

ならっきーの
きもちスタンプ
(全32種類)



ならっきーの
たまに使えるスタンプ
(全40種類)



ならっきーの
うごくスタンプ
(全16種類)



当金庫マスコットキャラクター「ならっきー」のLINEスタンプを2020年9月より配信しておりますが、2023年1月から同年12月末日までの収益金全額を社会貢献活動の一環として寄付いたしました。

「ならっきー」のスタンプは
こちらから
ご購入いただけます。



「安心・安全“なら”見守りネットワーク事業協定」締結

地域の皆さまが安心して暮らせるまちづくりを目的として、奈良市と「安心・安全“なら”見守りネットワーク事業協定」を締結いたしました。日々の訪問活動や窓口業務を通して、地域の高齢者の方やその他支援を要する方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、積極的に見守り活動に取り組んでまいります。

※当金庫は、木津川市見守隊にも参加しております。



人と人を繋ぐコミュニティスペース「ならしんアットマーク」



「ならしんアットマーク」は、無料でご利用いただけるコミュニティスペースです。

セミナーや会議、カルチャースクール、展示会などさまざまな場面でのご利用をお待ちしております。

- 平日／9時～15時
- 貸切の場合は要予約
- 奈良市三条町511-3
奈良交通第2ビル6階

ご利用お申込みは
こちらから



昨年度のならしんの活動をご報告いたします

トピックス(2023年4月～2024年3月)

- 5 ●「平城京天平祭」のイベント「平城京天平行列～平城遷都之詔」に職員が参加し、天平衣装に身を包んで闊歩しました。
- 「第五回 もいちど夜市」に、奈良支店が「当てもの・スーパーボールすくい」で出店いたしました。
- 尼ヶ辻支店が開設30周年を迎えました。
- ALSOK奈良支社の協力を得て、生駒支店ロビーにて「AED講習会」を開催いたしました。
- ゲームを通じて当金庫が交流の場となることを目指し、「ならしんeスポーツ大会」を開催いたしました。
- 6 ●「筒井町クリーンキャンペーン」に筒井支店の職員が参加いたしました。
- 「信用金庫の日」に各店でイベントを開催いたしました。
- 大和郡山市役所 新庁舎完成のお祝いとして「懸垂幕掲出装置」を寄贈いたしました。
- 7 ●「第28回 全国金魚すくい選手権大会」に協賛し、奈良県予選大会に職員が選手・審判として参加いたしました。
- 「桜」保存会による郡山城の清掃活動に職員が参加いたしました。
- 8 ●「第28回 全国金魚すくい選手権大会」の全国大会に職員が審判として参加いたしました。
- 「第22回いこまんどこまつり」に、生駒支店が大和信用金庫生駒支店と合同で「あてもの」と「たこせん」販売で出店いたしました。
- 大和郡山市商工会青年部主催「第47回やまとの夏まつり」に職員が参加いたしました。
- 富雄支店で「とみお緑日」を開催いたしました。
- 生駒支店で「お楽しみ抽選会」を開催いたしました。
- 尼ヶ辻支店で「木工ワークショップ」を開催いたしました。
- 「大和郡山市事業承継地域ネットワーク」の調印式を行いました。
- 小泉支店の職員が「こどもまつり」を開催いたしました。
- 地元もりあげ隊実行委員会主催「思い出に残る夏祭り」に職員が参加いたしました。
- 9 ●「ならしん日帰りバスツアー」を開催いたしました。
- 「ふるさとへぐりクリーンアップ作戦」に龍田川支店の職員が参加いたしました。
- おかげさまで創立95周年を迎えました。
- 各支店・出張所が属する町内会・自治会に寄付を行いました。
- 西奈良エリアの4店舗で「シールラリー」を開催いたしました。
- 10 ●当金庫職員が講師となり、奈良工業高等専門学校で金融教育の授業を行いました。
- 城郭考古学者 千田嘉博氏を招き「ならしん経営者倶楽部特別講演会」を開催いたしました。
- 奈良県信用金庫協会において、「第44回しんきん大和路健康ウォーク」を奈良市で開催いたしました。
- 10 ●「こおりやま音楽祭“楽”」に職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 「金魚ストリート祭り2023」に職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 「第六回 もいちど夜市」に、奈良支店が「当てもの・スーパーボールすくい」で出店いたしました。
- 「第2回ONSEN・ガストロノミーウォーキングin水源の村・かわかみ」に職員がボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 本店営業部・奈良支店で「奈良県みんなでたのしむ大芸術祭 プライベート美術館」の作品を展示いたしました。
- 11 ●厚切りジェイソン氏を招き「ならしん文化講演会」を開催いたしました。
- 「遺言・相続相談会」を開催いたしました。
- 本店営業部・小泉支店・筒井支店で「お客さま感謝キャンペーン」を開催いたしました。
- 岡崎川周辺清掃活動に筒井支店の職員が参加いたしました。
- 「筒井町クリーンキャンペーン」に筒井支店の職員が参加いたしました。
- 富雄元町三丁目自治会の道路清掃整備活動に富雄支店の職員が参加いたしました。
- 天理市役所主催「落ち葉かき」に天理支店の職員が参加いたしました。
- 大宮支店が開設40周年を迎えました。
- 12 ●龍田川支店が開設20周年を迎えました。
- 「奈良マラソン2023」に、職員が選手・ボランティアスタッフとして参加いたしました。
- 安堵町商工会主催「チャリティーカラオケ大会」に小泉支店の職員が参加いたしました。
- 奈良西部病院 脳神経外科医による講演「脳卒中とは？」を富雄支店で開催いたしました。
- 1 ●全店の窓口に「窓口用軟骨伝導イヤホン」を設置いたしました。
- 2 ●奈良県信用金庫協会主催「政経講演会」(大山 健太郎氏)を開催いたしました。
- 企業版ふるさと納税制度を活用し、天理市に寄付金を贈呈いたしました。
- 郡山ブロックで「日帰りバスツアー」を開催いたしました。
- 3 ●大和郡山市内の小学生向け仕事体験「第5回おしごとフェスタin大和郡山」に参加いたしました。
- 奈良市役所 納税課の協力により、生駒支店で「ふるさと納税」セミナーを開催いたしました。
- 「桜」保存会による郡山城の清掃活動に職員が参加いたしました。
- 日本政策金融公庫 奈良支店と「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。
- 「第63回大和郡山お城まつり」の「時代行列・白狐渡御」に職員が参加いたしました。



しんきん大和路健康ウォーク



全国金魚すくい選手権大会



小泉支店こどもまつり



2023年9月7日 おかげさまで奈良信用金庫は 創立95周年を迎えました。

おかげさまで当金庫は、2023年9月7日に創立95周年を迎えることができました。
これもひとえに、地域の皆さまの永年にわたる温かいご支援とご愛顧の賜物であり、
役職員一同、心より感謝申し上げます。

当金庫は昭和3年9月の有限責任郡山町信用組合の設立以来、
お客さまに信頼され親しまれる金融機関を目指し、お客さまとともに繁栄、発展するために
「お客さま本位の経営」「地域金融機関としての経営」「健全経営」「人材育成」「職場風土の醸成」の
5つを経営理念として掲げ、地域とともに歩んでまいりました。

今後もこの理念を念頭に置き、
地域金融機関として、地域のお客さまや奈良県経済を支える金融機関を目指してまいりますので、
一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

95周年記念事業について

● 創立95周年記念定期預金

95年間支えていただいた感謝の気持ちを込めて、創立95周年記念定期預金を発売しました。多くの方にお預入れいただき、完売御礼となりました。



● 記念品の配布

お客さまへ感謝の気持ちを込めて、当金庫キャラクター「ならっきー」デザインの飴を作成し、お配りしました。



● 装飾幕

各支店のショーウィンドーに95周年ロゴデザインの装飾幕を飾りました。



● デジタルサイネージ

奈良交通バス車内デジタルサイネージ広告「CI-CAチャンネル」において、「ならっきー」が95周年をPRする動画を放映いたしました。



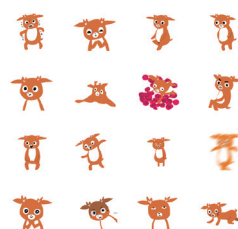
● 年金旅行

9月4日・6日・8日に「ならしん日帰りツアー」を開催しました。世界遺産・清水寺の参拝や京菓子づくり体験、貴船で川床料理を賞味し、京都観光・文化体験いただける1日となりました。



● LINEスタンプ

「ならっきー」のLINEスタンプ第3弾を販売開始しました。LINEスタンプの売上における分配金は社会福祉などへ寄付し、地域社会の持続的発展へ貢献しております。



● ならしん文化講演会

11月13日に、テレビでもお馴染みの厚切りジェイソン氏を招き講演会を実施しました。



● 町内会・自治会への寄付

各支店・出張所が属する町内会・自治会に寄付を行いました。今まで支えていただいた地域に感謝を伝えるとともに、地域発展・活性化に繋がればとの思いから贈呈に至りました。



ならしんは一人ひとりの声を大切にしています

総代会制度について

● 総代会のしくみ

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱い業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

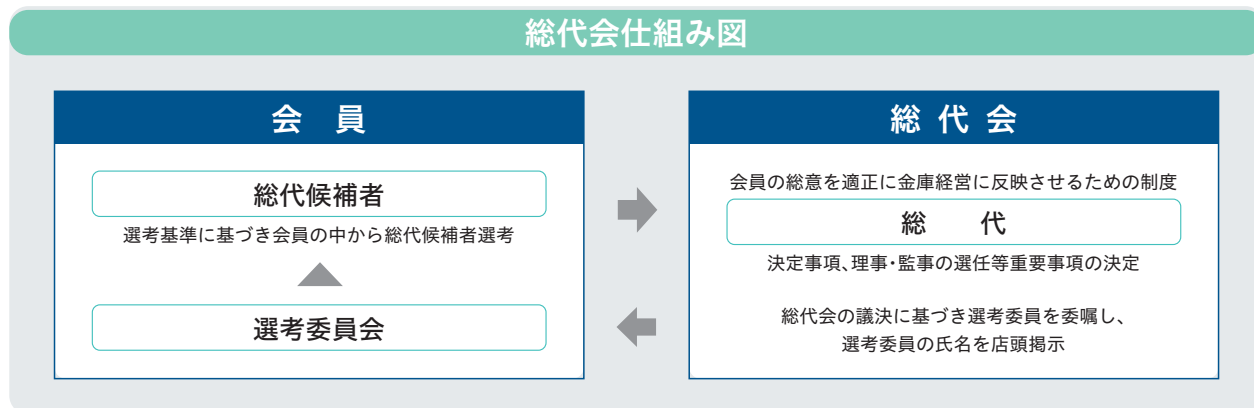
総代候補者の選考基準

- 当金庫の会員である方
- 就任時、満77歳未満である方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 政治活動的色彩がない方
- 金庫の理念をよく理解し、金庫取引の良好である方
- 地域の情報に通じ、金庫に対する協力者の方
- 事業者の場合、経営内容が良好であること

総代候補者の非選考基準

- 反社会的団体に所属する方
- 子弟が金庫職員である方
- 取引が不信または解消された方
- 総代として相応しくない状態になった方

総代会仕組み図



総代会の決議事項について

〈報告事項〉

- 第1号議案 第75期(2023年4月1日から2024年3月31日)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

〈決議事項〉

- 第1号議案 第75期(2023年度)剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 従たる事務所の種類変更に伴う定款の一部変更の件
- 第3号議案 目的積立金の目的変更の件
- 第4号議案 出資会員除名の件
- 第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 理事の選任の件
- 第7号議案 監事の選任の件

総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
 - 総代の定数は、90人以上140人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、2024年3月31日現在の総代数は94人で会員数は15,015人です。

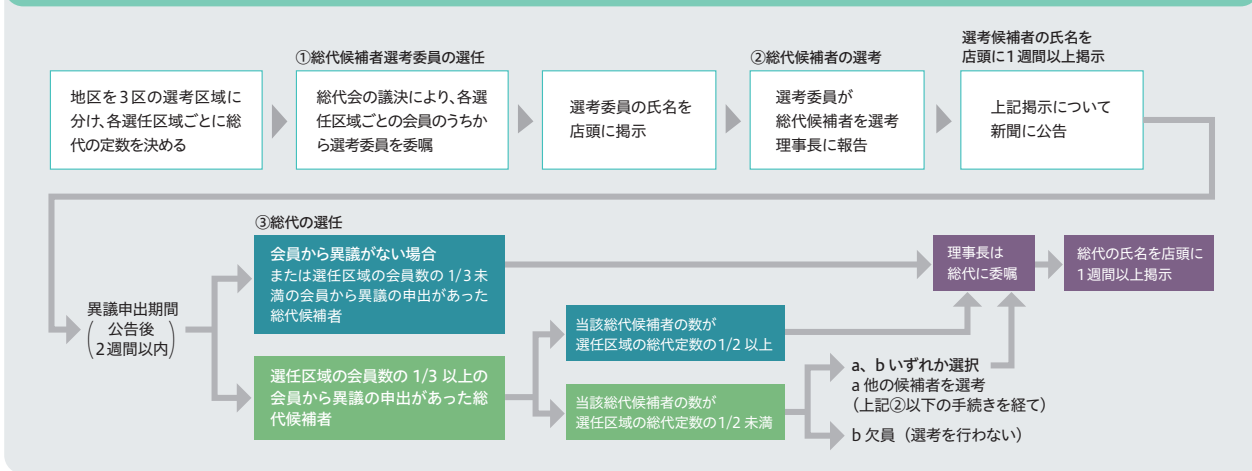
総代の選任方法

総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する役割を担っております。

総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申立てる。)

総代が選任されるまでの手続きについて



総代氏名

区域 1: 大和郡山市、橿原市、磯城郡

2: 奈良市、天理市、桜井市、山辺郡、京都府相楽郡精華町、木津川市、京田辺市

3: 生駒市、大和高田市、香芝市、御所市、五條市(旧西吉野村、旧大塔村を除く)、生駒郡、葛城市、北葛城郡、大阪府四條畷市、大東市、東大阪市

区 域 1				区 域 2				区 域 3			
上田 明美	6	辰巳 勝元	2	乾 昌弘	5	谷 健兒	3	野村 聡子	2	阿部 英俊	2
大浦 義章	9	玉井 康道	3	猪岡 寛行	1	谷 奥 正樹	6	畑田 至孝	3	岩崎 能久	2
大垣 光宏	3	中村 久雄	5	今西 泰宏	1	塚本 益広	5	林 悦嗣	2	浦野 圭司	8
大倉 宏美	3	松下 修也	2	植田 誠	1	辻谷 晴行	5	平井 宗助	4	上武 敏一	5
太田 善康	3	松山 清美	4	大塚 昌孝	8	寺田 信弘	3	福住 俊春	3	下西 輝治	7
尾関 元州	2	三浦 伸一	4	岡堅 英幸	3	峠 正文	3	福西 昭次	5	竹本 俊春	6
勝川 隆人	1	八木 進一	3	奥西 信夫	6	中西 琢也	5	福本 幸一	5	谷川 豊	2
川合 繁治	5	山和 一彦	6	笠井 一茂	6	中野 聖子	3	藤井 正勝	4	寺井 博文	6
川端 章代	5	吉川 恵司	3	梶浦 徹史	6	中村 憲司	5	藤川 修一	3	中嶋 修平	6
亀岡 静代	2			河村 龍三	9	中村 光一	6	松田 伸生	1	中村 秀一	2
菊岡 洋之	3			小島 正道	14	中村 徹	1	向山 義信	6	平山 雅英	2
北谷 光徳	1			小林 晃	2	中室 好治	5	宗本 忠典	3	宮武 智子	3
木村 隆男	10			小松 玲子	4	永井 光治	2	森山 朋子	5	向山 孝弘	2
黒田 久一	6			笹岡 重信	5	西垣内義博	6	山上 雄平	9	山田 耕作	2
杉本 雅則	3			杉本 唯夫	6	西口 修	6	横田 昌浩	1	山田 孝治	4
高橋 啓	2			竹内 成和	6	西田 素康	3	吉田 桃子	1	山田 善久	3
竹之内忠行	2			田中 義彦	12	西村 淳	5			山村 原延	3
										吉留 隆一	3

※ 氏名の後の数字は総代への就任回数 (2024年7月1日現在)

〈総代の属性別構成比〉

職 業 別	個人／4%、 個人事業主／27%、 法人・法人代表者／68%
年 代 別	70代以上／43%、 60代以上／37%、 50代以上／19%
業 種 別	製造業／22%、 農業／3%、 建設業／13%、 電気・ガス・熱供給・水道業／2%、 運輸業／3% 卸売業・小売業／22%、 不動産業／16%、 医療・福祉／6%、 その他サービス／13%

※ 業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

04

業務のご案内

ならしんは皆さまの “もっと便利”を追求します

業務のご案内

● 融資業務

個人向け商品

お車の購入、お子さまの教育資金、そして住宅の購入など、お客さまのライフステージにおいて生じる資金の需要にお応えべく商品を取揃えております。マイホーム、ご結婚、ご進学、レジャー資金等にご利用ください。

●住宅ローン(変動金利型)	●住宅ローン(固定金利型)	●無担保住宅ローン	●リフォームプラン
●エコリフォームプラン	●アパートローン	●カーライフプラン	●エコカーライフプラン
●教育プラン	●福祉プラン	●プライム(リピートプラン)	●一般個人プラン
●シニアライフローン	●カードローンプレミアム	●カードローン「ならしんきゃつする」	●生活資金支援ローン
●しんきんフリーローン	●フリーライフプラン	●職域サポートローン「ならっきーアシスト」	●教育カードローン

事業向け商品

意欲的に事業に取組まれる事業者の発展にお役立ていただきますようご支援させていただきます。(割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越による一般のご融資以外の商品をご案内します。)

●ビジネス支援金太郎	●新型コロナウイルス緊急支援融資
------------	------------------

● 預金業務

お客さまの資金ニーズにお応えする商品を取揃え、地域の皆さまの豊かな暮らしを演出する商品の開発、提供に努めてまいります。また、期間限定の商品を販売することもあります。

●総合口座	●普通預金	●無利息型普通預金	●貯蓄預金
●定期積金	●年金定期積金「年輪」	●積立定期預金	●大口定期預金
●スーパー定期預金	●変動金利定期預金	●期日指定定期預金	●利息分割受取型定期預金
●年金定期預金「こころづくし」	●退職金定期預金「つとくかめ」	●相続定期預金	●当座預金
●通知預金	●譲渡性預金	●納税準備預金	
●しんきん納税プラン(消費税専用定期預金)		●一般財形預金	●財形住宅預金
●財形年金預金	●後見支援預金		

● その他業務

●投資信託窓口販売	●損害保険窓口販売	●生命保険窓口販売	●国債窓口販売
●信託契約代理店業務	●共済募集業務		

● サービス

インターネットバンキングをはじめとする毎日の暮らしのなかで便利でお役に立つサービスを用意しております。

●生体認証機能付ならしん ICキャッシュカード	●キャッシュカード	●デビットカードサービス
●自動受取(年金・給与振込)	●自動支払	●自動集金サービス
●ATM振込	●アンサーサービス	●ホームバンキング
●インターネットバンキング	●投信インターネットサービス	●テレホンバンキング
●貸金庫	●夜間金庫	●M&A仲介サービス
●事業サポート相談(ビジネスマッチング、本業支援等)	●ライフサポート相談	●しんきん健康サポートプラン
●職域サポート制度	●個人型確定拠出年金(iDeCo)	●しんきん通帳アプリ

セミナー・相談会のご案内

ならしんでは各種相談会やセミナーを実施しております。ぜひご参加ください。

- | | |
|-------------------|---|
| ● 年金相談会 | お客さまの年金に関する相談に対し、的確に回答するために社会保険労務士による相談を随時、営業店で開催しております。 |
| ● 税務相談会 | お客さまの税金に関するご相談に対し、的確に回答するために税理士による相談を随時、営業店で開催しております。 |
| ● 経営者セミナー | 地域の企業経営者さまに向け、さまざまな外部専門家を講師に迎えた経営者セミナーを開催しております。 |
| ● 資産運用セミナー | 経済環境や資産運用にご関心のあるお客さまに向け、CFP資格者や外部専門家を講師としたセミナーを営業店や特設会場で開催しております。 |

- 相談会、セミナーは予約制になっております。満席の場合は、ご参加いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご予約は、営業店の窓口、地区担当者もしくはお電話でお受けしております。
- お取引がなくてもご相談いただけます。
- 相談料はすべて無料です。
- 諸事情により日時、場所を変更する場合がございます。

開催日時・場所についてはホームページをご覧ください。

<https://www.narashin.co.jp>

ならしんのキャッシュカードはいろいろなところで使えます！

● ならしんATMをご利用の場合

ならしんのキャッシュカードなら、入出金手数料が土日祝も**無料**！

- 平 日 8:00～22:00
- 土・日・祝 8:00～17:00

(注)店舗により、一部ご利用時間が異なります。

● 奈良県内3信金(やましん・ちゅうしん)ATMをご利用の場合

 **奈良信用金庫**  **大和信用金庫**  **中央信用金庫**

ならしんのキャッシュカードなら、入出金手数料が**いつでも無料**！
さらに総合口座・普通預金・貯蓄預金通帳の**記帳**も可能！

(注)他信金ATMでは、通帳繰越はできません。

● 全国の信用金庫ATMをご利用の場合

ならしんのキャッシュカードなら、
しんきんゼロネットサービスタイムは入出金手数料が**無料**！

しんきんゼロネットサービスタイム

- 平 日 8:45～18:00(入出金)
- 土曜日 9:00～14:00(出 金)※

※一部無料でご利用いただけない信用金庫がございます。



● ローソン銀行をご利用の場合

ならしんのキャッシュカードは
ローソン銀行ATMでもご利用になれます。
さらに、入金・出金・残高照会が**無料**でご利用いただけます。

- 平 日 7:00～23:00
- 土曜・祝日 7:00～22:00
- 日 曜 日 8:00～22:00

※祝日が日曜の場合は8:00～22:00

(注)振込はできません。

(注)年末年始、ゴールデンウィークは上記と異なる場合がございます。

● セブン銀行ATMをご利用の場合

ならしんのキャッシュカードは、
セブンイレブン等にあるセブン銀行ATMでもご利用になれます。

- 平 日 7:00～23:00
- 土曜・祝日 7:00～22:00
- 日 曜 日 8:00～22:00

【ご利用手数料】入出金手数料1回110円

残高照会は無**料**でご利用いただけます。

(注)振込はできません。

(注)法人キャッシュカードはご利用いただけません。

(注)年末年始、ゴールデンウィークは上記と異なる場合がございます。

ならしんのキャッシュカードは、全国の信用金庫、ローソン銀行、セブン銀行のATMのほか、MICSマークのある金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニATM等でご利用いただけます。(所定の手数料がかかります。)手数料については、全て基準日現在の消費税込みの表示となっております。税制が変更された場合は、新しい税率で計算した手数料が必要となります。生体認証機能付ならしんICキャッシュカードは、ならしんATMでのみご利用いただけます。

キャッシュカードの限度額についてはP.44をご覧ください。

(2024年7月1日現在)

05

資料編

貸借対照表(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2022年度末	2023年度末
(資 産 の 部)		
現 金	1,747	2,109
預 け 金	52,412	73,325
金 銭 の 信 託	6,460	8,555
有 価 証 券	116,999	109,728
国 債	6,638	6,537
地 方 債	5,034	3,512
社 債	41,335	41,781
株 式	151	151
そ の 他 の 証 券	63,839	57,744
貸 出 金	195,170	185,251
割 引 手 形	461	360
手 形 貸 付	6,823	6,452
証 書 貸 付	182,412	173,012
当 座 貸 越	5,473	5,425
そ の 他 資 産	2,135	2,750
未 決 済 為 替 貸	59	109
信 金 中 金 出 資 金	1,345	1,845
前 払 費 用	27	42
未 収 収 益	375	488
そ の 他 の 資 産	327	264
有 形 固 定 資 産	2,899	3,003
建 物	773	730
土 地	1,912	1,912
リ ー ス 資 産	38	36
その他の有形固定資産	174	323
無 形 固 定 資 産	51	109
ソ フ ト ウ ェ ア	42	99
その他の無形固定資産	9	9
前 払 年 金 費 用	204	275
繰 延 税 金 資 産	321	319
債 務 保 証 見 返	432	328
貸 倒 引 当 金	△ 1,220	△ 1,191
(うち個別貸倒引当金)	(△847)	(△811)
資 産 の 部 合 計	377,612	384,566

信金中金などに
預けたお金国債などに
投資した金額個人や法人のお客さまに
融資したお金貸出金や有価証券の
未収利息など保証した債務に
対する求償権将来予想しうる
貸倒に備えるための引当金

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	2022年度末	2023年度末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	355,815	360,946
当 座 預 金	2,991	3,429
普 通 預 金	133,422	139,768
貯 蓄 預 金	143	146
通 知 預 金	231	452
定 期 預 金	216,148	214,388
定 期 積 金	2,171	2,037
そ の 他 の 預 金	706	723
借 用 金	7,100	7,100
借 入 金	7,100	7,100
そ の 他 負 債	603	624
未 決 済 為 替 借	114	152
未 払 費 用	89	136
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	—	—
前 受 収 益	19	16
払 戻 未 済 金	4	3
リ ー ス 債 務	39	37
資 産 除 去 債 務	22	22
そ の 他 の 負 債	312	255
賞 与 引 当 金	80	64
役 員 賞 与 引 当 金	17	19
役員退職慰労引当金	68	77
睡眠預金払戻損失引当金	3	3
偶 発 損 失 引 当 金	17	61
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	287	287
債 務 保 証	432	328
負 債 の 部 合 計	364,425	369,513
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	507	503
普 通 出 資 金	507	503
利 益 剰 余 金	15,181	15,562
利 益 準 備 金	518	518
そ の 他 利 益 剰 余 金	14,662	15,043
特 別 積 立 金	12,660	12,660
(経営安定積立金)	(3,700)	(3,700)
当期末処分剰余金	2,002	2,383
処 分 未 済 持 分	△0	△0
会 員 勘 定 合 計	15,688	16,065
その他有価証券評価差額金	△ 3,075	△ 1,587
土 地 再 評 価 差 額 金	574	574
評価・換算差額等合計	△ 2,501	△ 1,012
純 資 産 の 部 合 計	13,187	15,052
負債及び純資産の部合計	377,612	384,566

預けて
いただいたお金預金積金の
未払利息など期末での未納
法人税・住民税等の見積額

損益計算書

(単位:千円)

科 目	2022年度	2023年度
経 常 収 益	4,655,281	4,527,464
● 資 金 運 用 収 益	3,924,735	3,860,847
貸 出 金 利 息	2,067,067	2,008,280
預 け 金 利 息	23,692	102,212
有価証券利息配当金	1,800,422	1,716,838
その他の受入利息	33,553	33,516
● 役 務 取 引 等 収 益	225,194	215,499
受入為替手数料	80,516	84,277
その他の役務収益	144,677	131,222
その 他 業 務 収 益	239,656	151,417
外国為替売買益	2	0
国債等債券売却益	176,133	107,007
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	63,521	44,409
そ の 他 経 常 収 益	265,695	299,699
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	16,244	20,828
株 式 等 売 却 益	39,746	6,549
金銭の信託運用益	206,042	268,348
その他の経常収益	3,662	3,973
経 常 費 用	3,963,411	3,957,047
● 資 金 調 達 費 用	88,103	82,241
預 金 利 息	87,669	81,822
給付補填備金繰入額	434	419
借 用 金 利 息	—	—
● 役 務 取 引 等 費 用	222,493	241,695
支払為替手数料	33,731	36,298
その他の役務費用	188,761	205,396
そ の 他 業 務 費 用	685,961	478,338
外国為替売買損	—	—
国債等債券売却損	18,049	65,094
国債等債券償還損	650,029	403,406
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	17,883	9,837
● 経 費	2,675,054	2,605,029
人 件 費	1,612,378	1,537,205
物 件 費	958,556	966,637
税 金	104,119	101,186
そ の 他 経 常 費 用	291,797	549,742
貸倒引当金繰入額	94,318	154,439
貸 出 金 償 却	141,660	170,012
株 式 等 売 却 損	12,132	10,056
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	31,713	136,181
そ の 他 資 産 償 却	986	1,070
その他の経常費用	10,986	77,982

ご融資したお金や運用中の
国債等からの利息収入

振込などのサービス提供
によって生じた収入

お預かりしている
預金の利息等

サービスの提供を
受けた時に支払った費用

給与等の必要な
営業上の費用

金庫本来の利益

会員のみなさまに
お支払いする配当金

(単位:千円)

科 目	2022年度	2023年度
経 常 利 益	691,869	570,416
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	4,672	57
固定資産処分損	4,672	57
減 損 損 失	—	—
税引前当期純利益	687,197	570,359
法人税、住民税及び事業税	190,813	167,570
法 人 税 等 調 整 額	62,457	1,454
法 人 税 等 合 計	253,270	169,025
当 期 純 利 益	433,926	401,334
繰越金(当期首残高)	1,568,629	1,982,290
土地再評価差額金取崩額	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,002,555	2,383,624

[注記事項]

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 39円69銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、215,499千円であります。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2022年度	2023年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	2,002,555,632	2,383,624,520

これを下記のように処分しました。

剰 余 金 処 分 額	20,266,102	20,141,178
● 出資に対する配当金	20,266,102	20,141,178
特 別 積 立 金	—	—
(うち経営安定積立金)	—	—
次 期 繰 越 金	1,982,289,530	2,363,483,342

会計監査

2024年6月27日開催の第76回通常総代会で報告を行った貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受け、適法である旨の監査報告書を頂いております。

2023年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024年6月28日

奈良信用金庫
理事長

菊澤 竜一

ならしんの
経営方針について

お客さまへ

地域貢献

業務のご案内

資料編

金庫の概要

「注記事項」

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については(定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- 建 物……………5年～65年 その他……………3年～20年
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、当金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書かずに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これを将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部会が査定結果を最終判断しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、1,712百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(2015年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができ、当該企業年金制度全体の拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の精算状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の精算状況に関する事項(2023年3月31日現在)
- | | |
|--|--------------|
| 年金資産の額…………… | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の処理債務の額と最低責任準備金の額との合計額…………… | 1,770,192百万円 |
| 差引額…………… | △89,255百万円 |
| ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2023年3月31日現在)…………… | 0.2119% |
| ③補足説明 | |
- 上記①の差引額的主要要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金40百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じること算出されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠病払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「口座振替手数料」[受入為替手数料]「投資信託販売手数料」[その他の手数料]があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金立替等の内国為替業務に基づくもの、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 役務取引等収益にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫等に係る固定利用料等については、利用期間に按分して計上しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
17. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等(※)は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
18. 会計上に見限り、より当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金……………1,191百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として「記載しております」。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定」における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績悪化により、当初の見限りを用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 19.有形固定資産の減価償却累計額……2,820百万円
- 20.信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。
- なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の勘定上に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額……………957百万円
- 危険債権……………3,378百万円
- 三月以上延滞債権……………－
- 貸出条件緩和債権……………184百万円
- 合計額……………4,880百万円
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が「経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないもの」であります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が「約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないもの」であります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めに伴った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 21.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は（再）担保と同一方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、360百万円であります。
- 22.担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- 有価証券……………9,083百万円
- 預け金……………1,000百万円
- その他の資産……………21百万円
- 担保資産に対応する債務
- 別段預金……………108百万円
- 借入金……………7,100百万円
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金8,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には保証金110百万円が含まれております。
- 23.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日……………1998年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、（実行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額……………△698百万円
- 24.出資1口当たりの純資産額……………1,496円67銭
- 25.金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 外貨債権については、為替の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与此らに関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資審査本部により行われ、また、定期的に理事会にて審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、経営管理本部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMIに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMIに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には経営管理本部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、半期ベースで理事会に報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、統制的リスク管理規定に従い行われております。
- このうち、証券運用本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は経営管理本部を通じ、常務会及びALM委員会等において定期的に報告されております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「預け金」、「有価証券のうち債券・投資信託・株式」、「貸出金」及び「預金積金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、2024年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で6,033百万円です。
- なお、当金庫では、半期（9月末・3月末）に一度バックテスティングを実施し、計測手法、設定条件、計測システムの有効性等の検証を行っております。ただし、

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価方法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	73,325	73,369	43
(2) 有価証券			
その他有価証券	104,406	104,406	-
(3) 貸出金(*1)	185,251		
貸倒引当金(*2)	△1,190		
	184,060	185,387	1,327
金融資産計	361,792	363,163	1,371
(1) 預金積金(*1)	360,946	360,344	△ 602
(2) 借入金(*1)	7,100	7,044	△ 55
金融負債計	368,046	367,388	△ 658

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利(TORF、SWAP)で割り引いた現在価値等を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については 貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TORF、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TORF、SWAP)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TORF、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	5
組合出資金(*2)	5,316
信金中金出資金	1,845
合 計	7,167

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	43,325	20,000	10,000	-
有価証券	6,001	29,889	30,418	29,972
その他有価証券のうち満期があるもの	6,001	29,889	30,418	29,972
貸出金(*2)	30,752	60,794	37,519	49,693
合 計	80,078	110,683	77,938	79,666

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は1年以内に含めております。

(*2) 期間の定めがないもの及び償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*1)	286,123	74,771	-	50
借入金	-	7,100	-	-
合 計	286,123	81,871	-	50

(*1) 預金積金のうち、要求払預金及び定期性預金の期流れは1年以内に含めております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	146	99	46
	債 券	-	-	-
	国債	-	-	-
	地方債	501	501	0
	社債	2,942	2,901	40
	そ の 他	25,873	24,592	1,280
	小 計	29,463	28,094	1,368
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	-	-	-
	国債	6,537	6,826	△ 289
	地方債	3,011	3,014	△ 2
	社債	38,839	40,613	△ 1,774
	そ の 他	26,555	27,635	△ 1,079
	小 計	74,943	78,090	△ 3,146
合 計		104,406	106,185	△ 1,778

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	51	1	△ 10
債 券	2,703	14	△ 10
国債	-	-	-
地方債	100	0	-
社債	2,602	13	△ 10
そ の 他	6,592	97	△ 457
合 計	9,347	113	△ 478

29. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	936	-

30. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	7,619	7,428	190	292	101

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,240百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,622百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を請じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	594百万円
有価証券償却	1
役員退職慰労引当金	21
未払事業税	10
賞与引当金	17
減価償却超過額	9
その他有価証券評価差額金	439
その他	32
繰延税金資産小計	1,128
評価性引当額	△806
繰延税金資産合計	321
繰延税金負債	
資産除去債務	1
繰延税金負債合計	1
繰延税金資産の純額	319百万円

33. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	- 百万円
顧客との契約から生じた債権	6 百万円
契約負債	- 百万円

主な事業に関する事項

調達したお金をどう運用したかの明細

資金運用・調達勘定の平均残高等

区 分	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利 回 り(%)	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
資 金 運 用 勘 定	379,959	374,112	3,924,735	3,860,847	1.05	1.04
貸 出 金	199,036	189,891	2,067,067	2,008,280	1.03	1.05
預 け 金(除く無利息)	57,631	66,613	23,692	102,212	0.04	0.16
有 価 証 券	121,946	116,258	1,800,422	1,716,838	1.47	1.47
資 金 調 達 勘 定	368,416	361,881	88,103	82,241	0.02	0.02
預 金 積 金	365,975	361,644	88,103	82,241	0.02	0.02
借 用 金	8,064	7,100	—	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2022年度749百万円、2023年度728百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2022年度5,665百万円、2023年度6,902百万円)を、控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	2022年度			2023年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	150,122	104,316	254,438	△ 177,058	113,207	△ 63,851
貸 出 金	△ 30,578	△ 28,458	△ 59,036	△ 97,712	38,925	△ 58,787
預 け 金	△ 1,558	11,789	10,231	4,238	74,282	78,520
有 価 証 券	182,258	120,985	303,243	△ 83,584	0	△ 83,584
支 払 利 息	2,236	△ 61,819	△ 59,583	△ 729	△ 5,133	△ 5,862
預 金	2,236	△ 61,819	△ 59,583	△ 729	△ 5,133	△ 5,862
借 用 金	—	—	—	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については増減割合に応じて按分しております。

パーヘッド(役職員一人あたり)(末残)

(単位:百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
預 金	1,694	1,752
貸 出 金	929	899

パーブランチ(一店舗あたり)(末残)

(単位:百万円)

区 分	2022年度末	2023年度末
預 金	23,721	24,063
貸 出 金	13,011	12,350

総資金利鞘

(単位:%)

区 分	2022年度	2023年度
資 金 運 用 利 回 (A)	1.05	1.04
資 金 調 達 原 価 率 (B)	0.74	0.73
総 資 金 利 鞘 (A-B)	0.31	0.31

利益率

(単位:%)

区 分	2022年度	2023年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.17	0.14
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.11	0.10

預貸率

(単位:%)

区 分	2022年度	2023年度
期 末 預 貸 率	54.85	51.32
期 中 平 均 預 貸 率	54.38	52.50

(注) 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

預証率

(単位:%)

区 分	2022年度	2023年度
期 末 預 証 率	32.88	30.40
期 中 平 均 預 証 率	33.32	32.14

(注) 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

用語解説

① 総資産利益率(ROA[Return on Assets])

総資産利益率とは総資産(平均残高)に対してどれだけの利益があるか、金庫の収益性を示す指標の一つです。

$$\text{総資産利益率} = \frac{\text{経常利益または当期純利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$$

② 総資金利鞘

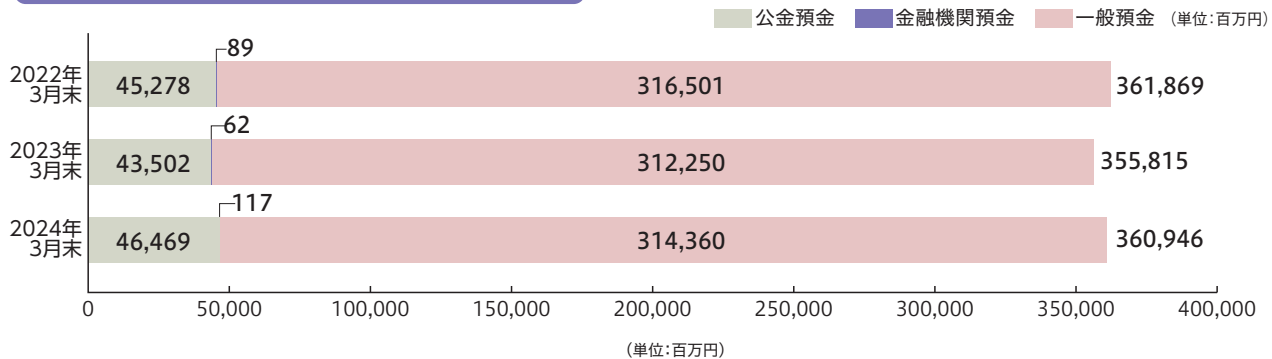
調達したすべての資金を運用してどれだけ利鞘を得たか、という収益指標です。

資金量の動きと合わせ資金収益動向の概要が把握できます。

$$\text{総資金利鞘} = \text{資金運用利回} - \text{資金調達原価率}$$

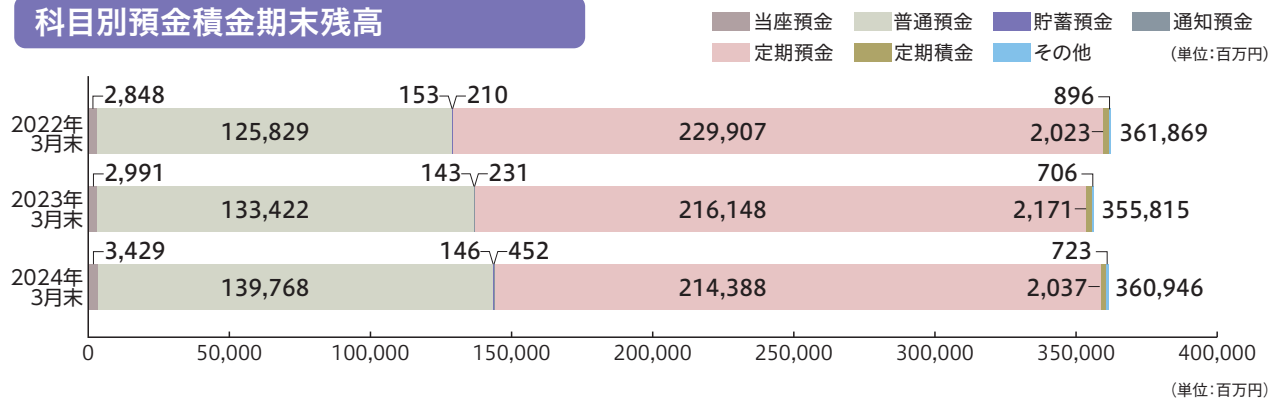
預金の現況に関する指標

預金者別預金積金期末残高



	公金預金	金融機関預金	一般預金	合 計
2022年3月末	45,278	89	316,501	361,869
2023年3月末	43,502	62	312,250	355,815
2024年3月末	46,469	117	314,360	360,946

科目別預金積金期末残高



	当座預金	普通預金	貯蓄預金	通知預金	定期預金	定期積金	その他	合 計
2022年3月末	2,848	125,829	153	210	229,907	2,023	896	361,869
2023年3月末	2,991	133,422	143	231	216,148	2,171	706	355,815
2024年3月末	3,429	139,768	146	452	214,388	2,037	723	360,946

金利区分別定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	2022年度	2023年度
固定金利定期預金	216,109	214,350
変動金利定期預金	33	32
その他定期預金	5	5
合 計	216,148	214,388

預金の種類別残高

預金積金、譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	2022年度	2023年度
流動性預金	130,998	137,084
うち有利息預金	118,873	121,777
定期性預金	234,378	223,873
うち固定金利定期預金	232,237	217,968
うち変動金利定期預金	33	29
その他の預金	598	686
預金合計	365,975	361,644
譲渡性預金	0	0
総 合 計	365,975	361,644

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高(平均残高)

(単位:百万円)

区 分	2022年度	2023年度
手形貸付	6,516	6,389
証書貸付	187,271	178,136
当座貸越	4,833	4,952
割引手形	414	413
合 計	199,036	189,891

金利区分別貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	2022年度	2023年度
貸 出 金	195,170	185,251
変 動 金 利	93,797	94,048
固 定 金 利	101,373	91,203

貸出金業種別内訳

単位:先、百万円、(%)

区 分	2022年度			2023年度		
	貸出 先数	貸出金 残高	構成比	貸出 先数	貸出金 残高	構成比
製 造 業	232	13,087	(6.7)	219	12,658	(6.8)
農 業、林 業	4	51	(0.0)	4	30	(0.0)
漁 業	1	1	(0.0)	1	0	(0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	334	10,117	(5.2)	343	9,749	(5.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	12	147	(0.1)	13	113	(0.1)
情 報 通 信 業	11	509	(0.3)	12	417	(0.2)
運 輸 業、郵 便 業	52	4,452	(2.3)	53	4,216	(2.3)
卸 売 業、小 売 業	381	15,072	(7.7)	386	14,262	(7.7)
金 融 業、保 険 業	9	2,024	(1.0)	6	735	(0.4)
不 動 産 業	355	26,851	(13.8)	348	26,223	(14.2)
地 方 三 公 社	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	8	558	(0.3)	8	351	(0.2)
学術研究、専門・技術サービス業	46	701	(0.4)	46	606	(0.3)
宿 泊 業	8	369	(0.2)	8	326	(0.2)
飲 食 業	221	2,925	(1.5)	218	2,724	(1.5)
生活関連サービス業、娯楽業	116	2,089	(1.1)	128	1,953	(1.1)
教育、学習支援業	10	68	(0.0)	12	113	(0.1)
医 療、福 祉	135	7,904	(4.0)	129	7,375	(4.0)
その他のサービス	165	3,941	(2.0)	174	4,531	(2.4)
小 計	2,100	90,875	(46.6)	2,108	86,386	(46.7)
国・地方公共団体	8	44,344	(22.7)	9	39,774	(21.4)
個 人	4,504	59,950	(30.7)	4,399	59,087	(31.9)
合 計	6,612	195,170	(100.0)	6,516	185,251	(100.0)

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大部分類に準じて記載しております。

貸出金償却額

(単位:千円)

2022年度	141,660
2023年度	170,012

担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額

(単位:百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸出金額	債務保証 見返額	貸出金額	債務保証 見返額
当金庫預金積金	837	—	866	—
有価証券	7	—	7	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	50,071	59	48,671	52
そ の 他	—	—	—	—
計	50,915	59	49,544	52
信用保証協会・信用保険	35,955	19	34,344	19
保 証	47,222	85	42,458	63
信 用	61,078	266	58,906	195
合 計	195,170	432	185,251	329

「融資に際して提供された担保の種類」

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸出金 残高	構成比	貸出金 残高	構成比
設 備 資 金	90,505	46.4	89,514	48.3
運 転 資 金	104,664	53.6	95,736	51.7
合 計	195,170	100.0	185,251	100.0

「融資したお金の使いみち」

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸出金 残高	構成比	貸出金 残高	構成比
消 費 者 ロ ー ン	3,033	5.4	3,236	5.8
住 宅 ロ ー ン	53,506	94.6	52,276	94.2
合 計	56,539	100.0	55,511	100.0

「個人のお客さまにご利用
いただいているローン残高」

貸倒引当金期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

区 分	2022年度		2023年度末	
	残 高	増減額	残 高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	373	△ 301	379	6
個 別 貸 倒 引 当 金	848	392	811	△ 35
合 計	1,221	91	1,191	△ 29

有価証券の現況

有価証券の種類別の期末残高・平均残高 (単位:百万円)

区 分		2022年度		2023年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	6,638	7,024	6,537	6,829
	合 計	6,638	7,024	6,537	6,829
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	5,034	5,680	3,512	3,784
	合 計	5,034	5,680	3,512	3,784
短 期 社 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
政府保証債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—
公社公債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	—	24	496	127
	合 計	—	24	496	127
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	299	248	892	558
	合 計	299	248	892	558
事 業 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	41,035	43,440	40,393	42,748
	合 計	41,035	43,440	40,393	42,748
株 式	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	151	240	151	130
	合 計	151	240	151	130
外 国 証 券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	33,875	36,091	33,428	34,333
	合 計	33,875	36,091	33,428	34,333
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	29,964	29,197	24,316	27,745
	合 計	29,964	29,197	24,316	27,745
計	満期保有目的	—	—	—	—
	子会社・関連会社	—	—	—	—
	その他の目的	116,999	121,946	109,728	116,258
	合 計	116,999	121,946	109,728	116,258

売買目的有価証券 (単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	2022年度			2023年度		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

- 金融等デリバティブ取引
- 金融先物取引等
- 先物海外取引
- その他規則第15条の3、第5号に掲げる取引
- 商品有価証券の種類別の平均残高
- 有価証券オプション取引等
- 外国為替有価証券市場における取引

上記7項目につきましては該当ありません。

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類		2022年度			2023年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	0	0	0	146	99	46
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	4,530	4,526	4	501	501	0
	社 債	3,702	3,693	9	2,942	2,901	40
	そ の 他	22,883	21,776	1,106	25,873	24,592	1,280
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	31,116	29,996	1,119	29,463	28,094	1,368
	株 式	145	159	△ 13	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	6,638	6,830	△ 192	6,537	6,826	△ 289
	地 方 債	504	504	△ 0	3,011	3,014	△ 2
	社 債	37,633	39,730	△ 2,096	38,839	40,613	△ 1,774
合 計	そ の 他	36,029	38,139	△ 2,110	26,555	27,635	△ 1,079
	小 計	80,951	85,363	△ 4,412	74,943	78,090	△ 3,146
合 計		112,067	115,360	△ 3,292	104,406	106,185	△ 1,778

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金 (単位:百万円)

区 分	2022年度	2023年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	5	5
組合出資金	4,926	5,316

運用目的の金銭の信託 (単位:百万円)

2022年度		2023年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
978	—	936	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

その他の金銭の信託 (単位:百万円)

2022年度					2023年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
5,481	5,264	216	236	△ 19	7,619	7,428	190	292	△ 101

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

自己資本の充実の状況等の開示

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)第百三十二条第一項第五号二等に基づき、自己資本の充実の状況等について定性的な開示事項及び、第三項に定める定量的な開示事項を以下のとおり開示いたします。

I 定性的開示事項

1. 自己資本調達手段の概要(38ページに詳細情報記載)

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目からコア資本に係る調整項目を控除した額で構成されています。

2023年度末の当金庫における自己資本額のうち、毎年の利益により当金庫が積み立てているもの(特別積立金)等以外に、コア資本に係る基礎項目では地域のお客さまからお預かりしている出資金などがこれに該当します。尚、当金庫の自己資本調達は、毎年得られる利益の積み上げと地域のお客さまからの出資金を原則としております。

2. 当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要(39ページに詳細情報記載)

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本比率は、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫の各エクスポージャーは、一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに策定する経営方針、事業計画に基づいた業務運営を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項(39ページに詳細情報記載)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫において、信用リスクは最重要なリスクであります。極小化すべきリスクではなく、むしろ管理、コントロールすべきリスクであると認識し、公共性、安全性、成長性、収益性を原則とする厳正な与信判断を行なうべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範を明示した「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスク管理を徹底しています。信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理(資産構成管理)として自己査定による債務者区分別、業種別、加えて与信集中によるリスク抑制のため大口与信先管理についても定期的に役員へ報告するなど、管理態勢の整備をしております。

案件の審査・与信管理につきましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としており、さらに、経営陣による大口与信先打合せ、ローンレビュー等も定期的に開催することで、信用リスク管理を組織ベースで行なう態勢としております。以上の相互牽制機能に、リスク状況管理とその報告、経営陣の実態把握と監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施

することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定結果における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとに債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先ともに、優良担保・保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 信用リスク算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関

(39ページに詳細情報記載)

リスク・ウェイト判定に使用する適格格付け機関は以下の4つの機関を採用しています。

尚、与信関連の信用リスクに関しては、外部の適格格付け機関の格付けは採用いたしておりません。またエクスポージャーの種類ごとに適格格付け機関の使い分けも行なっておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要(41ページに詳細情報記載)

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の採り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって担保または保証に過度に依存しないような融資の採り上げ姿勢に徹しております。但し、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

用語解説

① エクスポージャー

リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

② リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

③ コア資本に係る基礎項目

自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金・一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額などから構成されます。

④ コア資本に係る調整項目

自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の調整(控除)項目であり、無形固定資産・前払年金費用の額などから構成されます。

⑤ 繰延税金資産

金融機関が不良債権処理等に伴って支払った税金が、将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産をいいます。会計上の費用(または収益)と税法上の損金(または益金)の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「与信取扱規定」等により適切な事務取扱いおよび適正な評価を行なっております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、(但し、代理貸付に関する債務保証はオフバランスに計上)に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「与信取扱規定」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルIIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証等、その他未担保預金等が該当します。

また、派生商品取引及びレバ形式の取引は行なっており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しても、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要 (41ページに詳細情報記載)

当金庫では、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性がある信用リスクを内包したいわゆる派生商品のお取扱いはいたしておりません。

また、当金庫の運用においても派生商品は保有いたしておりませんが、派生商品を保有した場合において市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「引当基準」に則した適正な引当金を計上することとしております。

その他、有価証券関連取引についても派生商品は保有いたしておりませんが、派生商品を保有する場合においても、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じた場合には、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。リスク資本については、自己資本の範囲として位置づけ、その範囲で各リスク許容を割当てた運営を導入し、与信限度枠を含めた各リスクリミットは、理事会において決議する方針として運営いたしております。

また長期決済期間取引は保有しており、該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項(41ページに詳細情報記載) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネー

ターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫においては、投資家としてのみ証券化取引を行なっております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて、資金運用会議等に諮り、適切な管理に努めております。加えて、金庫内ネットワークにより、随時経営陣がモニタリングできる体制も整えております。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項(14ページに詳細情報記載) (1) リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避もしくは極小化すべきリスクであり、当金庫では、「リスク管理方針」のもとに、その組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行ない、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響の極小化に努めております。

事務リスク管理については、営業店においては「事務規定」に基づいた事務運営を心がけることはもちろんのこと、営業店内における勉強会、店内検査をはじめ、本部主催での事務の臨店指導、研修などに加え、牽制機能としての事務検査・監査を実施し、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「各種システム管理規定」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類を明確にし、定期的な点検検査、さらには牽制機能としてシステム監査を実施し、安定した業務遂行・運営が継続できるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理体制の強化に努めております。

顧客保護の観点を重視したリスクについては、苦情相談窓口として「お客さまサービス室」の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制については「経営管理本部」による組織管理態勢の整備、またリスク商品等に対する説明態勢の整備や管理態勢については、「経営企画本部」においてその整備に努めており、その他風評リスク、法務リスクについても所管を明確にして適切な管理を実施いたしております。

また、これらのリスクに関しましては、経営対策委員会をはじめ、リスク所管部において協議・検討するとともに、必要に応じて経営会議において報告する体制を整備いたしております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当金庫は、基礎的手法を採用しております。

用語解説

信用リスク

取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

クレジットポリシー

与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものをいいます。

標準的手法

信用リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。従来の自己資本比率規制よりも、個々のエクスポージャー毎にリスク・ウェイト(債権の危険度を表す指標)をきめ細かく判定してリスクをより精緻化する反面、中小企業等・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮したり、個別債権毎に信用リスク削減手法

を適用するなどして自己資本比率を算出する手法をいいます。この標準的手法は、その他に内部格付けでリスク・アセットを算出する基礎的的内部格付手法や先進的内部格付手法があり、金融機関の実状に合わせて手法を選択します。

適格格付機関

バーゼルIIIにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。

8. 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要(42ページに詳細情報記載)

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況などは、ALM委員会、資金運用会議等においてリスク分析などを実施して投資の是非を協議するなど、適切な管理に努めております。また株式関連の投資は、有価証券にかかる運用方針の中で定める限度枠での取引に限定するとともに、基本的には債券などの金利リスクのヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用に心がけております。尚、取引にあたっては、資金運用方針等に基づいた適正な運用・管理を行っております。またリスクの状況は、毎月の有価証券運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定期的に常務会、理事会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

尚、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項(42ページに詳細情報記載)

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な時価計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利のショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した金利収益シミュレーションによる収益への影響度(収益ストレステスト)、さらには新商品等の導入による影響などALM管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会などで協議検討するとともに、経営陣への報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
考慮しておりません。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
ΔEVE及びΔNIIの算定にあたり、保守的に通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。
- ⑥スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)
割引金利にスプレッドを含めず、リスクフリーレートを使用しています。
- ⑦内部モデルの使用等、ΔEVEとΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

B. 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ①金利ショックに関する説明
ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動等としております。
- ②金利リスク計測の前提及びその意味
当金庫では内部管理上、預貸金や有価証券などの商品毎の金利リスクをVaRなどにより管理しており、信用リスクやその他のリスクとともに、リスク資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しております。

用語解説

オペレーショナル・リスク

金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により、損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システム誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人事リスクなどが含まれます。

基礎的手法

オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。

$$\text{リスク・アセット} = 3\text{年間粗利益平均} \times 15\% \div 8\%$$
 の算式でリスク量を算出します。

VaR(Value at Risk : バリュアット・リスク)

将来の特定期間に、ある一定の確率の範囲内でポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出されたリスク量をいいます。

金利リスク

市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクをいいます。

BPV(Basis Point Value : ベーシス・ポイント・バリュアット)

金利リスク指標の一つで、全ての期間の金利が1ベーシス・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。

ΔEVE(Economic Value of Equity)

金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動額を表します。

ΔNII(Net Interest Income)

金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の変動額を表します。

Ⅱ 定量的開示事項

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	2022 年度	2023 年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,667	16,045
うち、出資金及び資本剰余金の額	507	503
うち、利益剰余金の額	15,181	15,562
うち、外部流出予定額(△)	20	20
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	372	379
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	372	379
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,040	16,424
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	51	109
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	109
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	204	275
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	255	385
自 己 資 本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	15,784	16,039
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	182,910	185,136
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,561	7,432
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	190,472	192,569
自 己 資 本 比 率		
自己資本比率(ハ)/(ニ)	8.28%	8.32%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	182,910	7,316	185,136	7,405
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	169,101	6,764	172,445	6,897
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,213	48	1,211	48
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	49	1
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,748	829	29,357	1,174
法人等向け	74,128	2,965	74,724	2,988
中小企業等向け及び個人向け	41,664	1,666	39,496	1,579
抵当権付住宅ローン	4,173	166	4,103	164
不動産取得等事業向け	14,265	570	11,952	478
三月以上延滞等	432	17	445	17
取立未済手形	32	1	97	3
信用保証協会等による保証付	1,356	54	1,337	53
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	164	6	104	4
上記以外	9,336	373	8,249	329
② 証券化エクスポージャー	—	—	61	2
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	15,234	609	12,630	505
ルック・スルー方式	15,234	609	12,630	505
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,561	302	7,432	297
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	190,472	7,618	192,569	7,702

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

$$\left(\text{オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法} \right) = \frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2022年度	673	372	—	673	372
	2023年度	372	379	—	372	379
個別貸倒引当金	2022年度	454	847	3	451	847
	2023年度	847	811	183	663	811
合 計	2022年度	1,128	1,220	3	1,124	1,220
	2023年度	1,220	1,191	183	1,036	1,191

ロ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2022年度		2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	1,001	79,733	986	72,888
10%	—	13,622	499	13,451
20%	9,252	63,089	11,391	84,072
35%	—	11,722	—	11,447
50%	37,478	50	35,379	84
75%	—	54,817	—	51,482
100%	19,656	59,654	17,702	60,586
150%	—	577	—	672
250%	—	321	—	319
1,250%	—	—	—	—
その他	—	30,418	—	25,707
合 計	381,397	—	386,673	—

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、ます。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

ハ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高〈地域別・業種別・残存期間別〉 (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
国 内		346,299	351,576	195,751	185,798	55,367	53,103	—	—	355	385
国 外		35,097	35,097	—	—	35,097	35,097	—	—	—	—
地 域 別 合 計		381,397	386,673	195,751	185,798	90,464	88,200	—	—	355	385
製 造 業		29,526	30,016	13,559	13,089	15,867	16,866	—	—	1	18
農 業、林 業		59	37	59	37	—	—	—	—	—	—
漁 業		18	16	18	16	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		11,925	11,409	11,625	11,109	300	300	—	—	—	20
電気・ガス・熱供給・水道業		11,709	11,652	154	120	11,535	11,532	—	—	—	—
情 報 通 信 業		4,257	3,965	540	450	3,716	3,514	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業		7,811	7,575	4,614	4,376	3,197	3,198	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		19,476	18,640	15,586	14,749	3,889	3,891	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業		85,526	105,037	2,061	769	27,094	24,581	—	—	—	—
不 動 産 業		45,513	43,250	28,959	28,133	4,105	4,104	—	—	245	245
物 品 賃 貸 業		560	352	560	352	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		1,108	1,032	1,108	1,032	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		379	335	379	335	—	—	—	—	—	—
飲 食 業		3,747	3,485	3,747	3,485	—	—	—	—	15	15
生活関連サービス業、娯楽業		2,550	2,397	2,550	2,397	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業		221	255	221	255	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		8,859	8,294	8,859	8,294	—	—	—	—	—	0
そ の 他 の サ ー ビ ス		6,585	6,398	4,464	5,085	2,115	1,308	—	—	—	—
国・地方公共団体等		70,932	63,547	44,443	39,911	18,642	18,903	—	—	—	—
個 人		52,193	51,756	52,193	51,756	—	—	—	—	91	84
そ の 他		18,431	17,218	41	39	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		381,397	386,673	195,751	185,798	90,464	88,200	—	—	355	385
1 年 以 下		58,934	66,985	24,698	21,488	5,399	5,604	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下		50,579	48,619	15,227	13,208	14,351	13,311	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		36,396	35,019	20,718	19,902	8,244	10,890	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		22,953	42,901	8,016	15,889	13,825	16,310	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		52,752	37,219	32,863	23,813	16,989	12,304	—	—	—	—
10 年 以 上		126,897	121,685	94,043	91,312	31,655	29,779	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の		32,883	34,242	185	183	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計		381,397	386,673	195,751	185,798	90,464	88,200	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、仮払金、株式投資信託、固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
製 造 業	170	386	383	487	1	41	169	344	383	487	91	16
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	9	66	66	13	—	55	9	10	66	13	1	45
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	40	70	70	29	—	25	40	44	70	29	—	24
卸 売 業、小 売 業	15	52	51	38	—	—	15	52	51	38	23	9
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	11	42	42	20	—	31	11	11	42	20	—	28
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	56	27	27	4	—	22	56	4	27	4	—	5
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	55	56	56	61	—	0	55	55	56	61	—	2
そ の 他 サ ー ビ ス 業	3	5	5	3	—	—	3	5	5	3	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	93	140	145	152	2	6	90	134	145	152	26	40
合 計	454	847	847	811	3	183	451	663	847	811	141	170

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		991	1,010	8,010	9,024	－	－
① ソブリン向け		－	－	－	－	－	－
② 金融機関向け		－	－	705	666	－	－
③ 法人等向け		124	251	－	－	－	－
④ 中小企業等・個人向け		848	746	6,788	7,669	－	－
⑤ 抵当権付住宅ローン		－	0	516	688	－	－
⑥ 不動産取得等事業向け		19	11	－	－	－	－
⑦ 三月以上延滞等		－	－	－	0	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

当金庫は、証券化エクスポージャーに関するオリジネーターの場合の取引は行っておりません。

ロ. 投資家の場合

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2022年度		2023年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	305	—
(i) カードローン	—	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	305	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び
所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2022年度		2023年度		2022年度		2023年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0% ～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15% ～ 50%未満	—	—	305	—	—	—	2	—
50% ～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100% ～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250% ～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400% ～ 1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%以上	—	—	—	—				
(i) カードローン	—	—	—	—				
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—				
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—				

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無
及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2022年度		2023年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	749	749	1,323	1,323
非 上 場 株 式 等	1,350	1,350	1,850	1,850
合 計	2,100	2,100	3,174	3,174

(注)「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含まれません。
また非上場株式等には、信金中央金庫出資金等が含まれております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
売 却 益	22	2
売 却 損	12	64
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
評 価 損 益	73	115

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
評 価 損 益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2022年度	2023年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	24,434	17,823
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フィールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	4,352	4,859	0	63
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	228	55
3	ス テ ィ ー プ 化	3,811	4,610		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	4,352	4,859	228	63
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	16,039		15,784	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で定められた開示項目の他、自主的に開示する任意開示項目を記載し作成しております。

単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織…………… 45
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 45
- (3) 事務所の名称及び所在地…………… 2・49

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 45

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況…………… 7
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標…………… 9
 - ① 経常収益
 - ② 経常利益又は経常損失
 - ③ 当期純利益又は当期純損失
 - ④ 出資総額及び出資総口数
 - ⑤ 純資産額
 - ⑥ 総資産額
 - ⑦ 預金積金残高
 - ⑧ 貸出金残高
 - ⑨ 有価証券残高
 - ⑩ 単体自己資本比率
 - ⑪ 出資に対する配当金
 - ⑫ 職員数

(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

- ① 主要な業務の状況を示す指標…………… 9・31
 - ・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
 - ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支
 - ・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
 - ・受取利息及び支払利息の増減
 - ・総資産経常利益率
 - ・総資産当期純利益率
- ② 預金に関する指標…………… 32
 - ・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
 - ・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
- ③ 貸出金等に関する指標…………… 31・33
 - ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額
 - ・使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高
 - ・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - ・預貸率の期末値及び期中平均値
- ④ 有価証券に関する指標…………… 30・31・34
 - ・有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - ・有価証券の種類別の平均残高
 - ・預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制…………… 13
- (2) 法令遵守の体制…………… 11
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況…………… 17・18
- (4) 金融ADR制度への対応…………… 44

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書…………… 27・28
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
 - ① から④までに掲げるものの合計額…………… 10
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）

④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）

⑤ 正常債権

(3) 自己資本比率の状況…………… 9

(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は

契約価額、時価及び評価損益…………… 34

① 有価証券

② 金銭の信託

③ 第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）

(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 33

(6) 貸出金償却の額…………… 33

(7) 金庫が法第28条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 28

(8) 報酬体系について…………… 46

6. 財務諸表の正確性及び財務諸表作成に係る

内部監査の有効性の確認…………… 28

単体（自己資本の充実の状況における開示）

1. 定性的開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要…………… 35
- (2) 当金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要…………… 35
- (3) 信用リスクに関する事項…………… 35
 - ① リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ② 信用リスク算出に使用する手法の名称
 - ③ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付け機関
- (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要…………… 35
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要…………… 36
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項…………… 36
- (7) オペレーショナル・リスクに関する事項…………… 36
 - ① リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
- (8) 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要…………… 37
- (9) 銀行勘定における金利リスクに関する事項…………… 37
 - ① リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ② 銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

2. 定量的開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項…………… 38
- (2) 自己資本の充実度に関する事項…………… 39
- (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）…………… 39
 - ① 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 - ② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 - ③ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等
 - ④ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項…………… 41
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…………… 41
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項…………… 41
 - ① オリジネーターの場合
 - ② 投資家の場合
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項…………… 42
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…………… 42
- (9) 金利リスクに関する事項…………… 42

金庫の概要

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等を営業店またはお客さまサービス室で受付けています。

1.当金庫はお客さまからの苦情等のお申出に公正かつ的確に対応するために業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をポスター・ホームページで公表しております。

2.苦情等のお申出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。

3.事実関係を把握のうえで、営業店、関係部署等とともに連携を図り、迅速・公平にお申出の解決に努めます。

4.苦情等のお申出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店(電話番号は50ページ参照)または次の担当部署へお申出ください。

奈良信用金庫 お客さまサービス室	住 所	〒639-1082 大和郡山市南郡山町529番地の6		
	電話番号	0800-333-0040(フリーダイヤル)	受付日 時間	8:45～17:00(信用金庫営業日)

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またはお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5.当金庫のほかに一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんぎん相談所(月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:00、電話:03-3517-5825)」をはじめとする他の機関でもお申出を受付けています。詳しくは上記お客さまサービス室にご相談ください。

証券業務に関する苦情は、当金庫が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)(電話:0120-64-5005)でも受付けています。

6.東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客さまサービス室または上記全国しんぎん相談所へお申出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申立ていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんぎん相談所または、当金庫お客さまサービス室」にお尋ねください。

7.奈良弁護士会が設置運営する仲裁センターや奈良県消費生活センターで紛争の解決を図ることも可能です。このほか、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)でも受付けています。

名 称	奈良弁護士会 仲裁センター	奈良県消費生活センター	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC) [日本証券業協会]
住 所	〒630-8237 奈良市中筋町22-1	〒630-8122 奈良市三条本町8-1	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
電 話 番 号	0742-22-2035	0742-36-0931	0120-64-5005
受付日 時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～16:30	月～金(祝日(振替休日を含む)、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00

お客さまへ ～不正に預金を引出す犯罪が多発しております。犯罪防止にご協力ください～

- 対策その1 暗証番号について
キャッシュカードのお申込みの際、「生年月日」「電話番号」や「1234」など第三者に推測されやすい番号のご登録はお断りしております。
- 対策その2 1口座1日あたりのご利用限度額について
盗難・偽造キャッシュカードによる預金の不正引出しを防ぐ対策として限度額を設けております。

	磁気(MC)キャッシュカード	生体認証付ICキャッシュカード	ICキャッシュカード	
	磁気ストライプ取引	(ICチップ+静脈認証)取引	ICチップ取引	磁気ストライプ取引
① 出金・振替	①②合計で 50万円	①は1,000万円 (②のデビットサービスはご利用できません)	①②合計で 200万円	①②合計で 50万円
② Jデビットカードサービス				
③ 振込	100万円	100万円	100万円	100万円

(注)ICキャッシュカードのICチップ取引での利用限度額に磁気ストライプ取引での利用限度額を含みます。
IC対応ATMでは「ICチップ」が、IC非対応ATMでは「磁気ストライプ」が機能します。

2024年7月1日現在

- 対策その3 「ICキャッシュカード(生体認証機能付)」の採用について
従来の暗証番号に加え、一人ひとり異なるパターンを持つ「手のひら静脈」による本人認証を行うため、スキミング犯罪にも効果的です。
- 対策その4 カード振込機能の一部利用制限について
65歳以上のお客さまで過去3年以上当金庫のATMを利用してキャッシュカードによるATM振込実績がない方は、キャッシュカードによるATM振込機能を停止させて頂く事があります。
- 対策その5 カード出金金額の一部制限について
70歳以上のお客さまは1日の1口座あたりATMご出金利用限度額を50万円に制限させて頂いております。

★2024年9月10日より、65歳以上のお客さまで、過去1年以上当金庫以外のATMを利用したキャッシュカードによる出金・振込の実績がない方は、当金庫以外のATM出金限度額を20万円(※)に制限させていただきます。
※デビットカードの利用や他金融機関のATMでの振込も含みます。

- 取引時確認について
10万円を超える現金によるお振込みや口座開設、200万円を超える現金取引等については、本人確認書類のご提示と、職業や取引を行う目的等を確認させていただきます。
- お客さまにお願い
●預金の引出しなどの際に暗証番号を背後から盗み見られたり、他人に知られないようご注意ください。
●当金庫職員や関係者、警察官などが店外や電話で暗証番号をお尋ねすることはありません。
●当金庫のホームページ上で、キャッシュカードの暗証番号を入力いただくことはありません。
●通帳・印鑑・カード・本人確認書類は別々に保管してください。

通帳・印鑑・キャッシュカードの紛失・盗難に気づかれた場合または、身に覚えのない取引があった場合は直ちに下記までご連絡ください。

平日 (月曜～金曜)	8:45～17:00	お取引店または最寄りの本支店	
土・日・祝	上記以外の時間帯	しんぎんATM監視センター (紛失共同受付センター)	06-6454-6631
	終日		

<24時間受付しております>

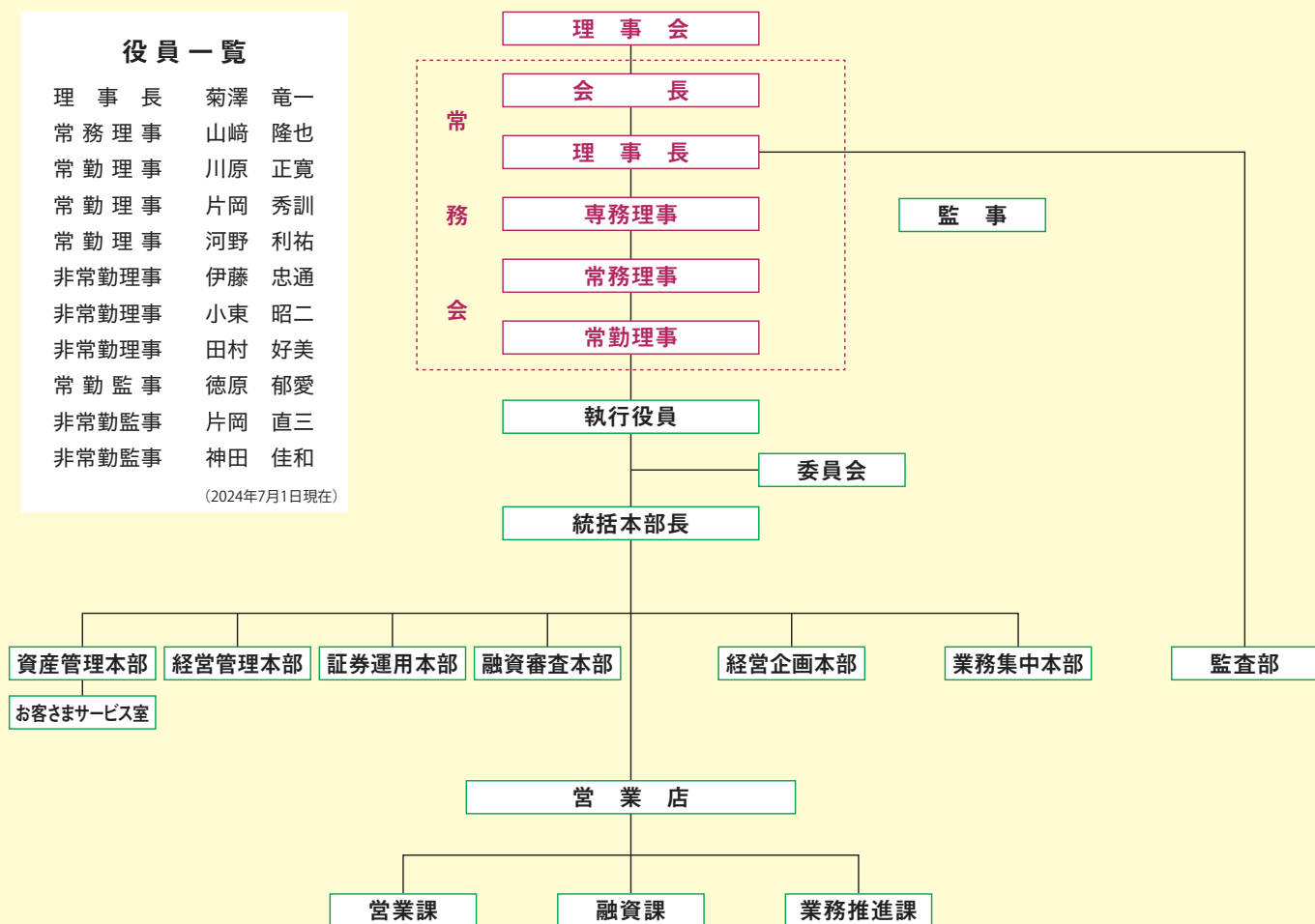
盗難の恐れがある場合は最寄りの警察にもお届けください。

組織体制について

役員一覧

理事長	菊澤 竜一
常務理事	山崎 隆也
常勤理事	川原 正寛
常勤理事	片岡 秀訓
常勤理事	河野 利祐
非常勤理事	伊藤 忠通
非常勤理事	小東 昭二
非常勤理事	田村 好美
常勤監事	徳原 郁愛
非常勤監事	片岡 直三
非常勤監事	神田 佳和

(2024年7月1日現在)



(2024年7月1日現在)

- 理事会: 理事会は、法令または定款に規定があるもののほか、理事会規定に基づき運営されており、金庫業務の執行に関する重要事項を決定するとともに理事の職務の執行を監督します。
- 監事会: 監事会は、業務の違法性監査の実施を基本としており、法令、定款、監事会規定に基づき運営されています。
- 常務会: 常務会は、金庫の業務執行に関する重要事項を協議、決定します。但し、理事会規定に定める決議事項については予め委任されたものを除きその原案を検討審議します。

- ※1 理事 伊藤忠通は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
- ※2 監事 片岡直三、神田佳和は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

金庫の主要な事業の内容

- 預金及び定期積金の受入れ(預金業務)
 - 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、譲渡性預金等
- 資金の貸付け及び手形の割引(貸出業務)
 - 手形貸付、証書貸付、当座貸越、及び一般商業手形の割引
- 為替取引(内国・外国為替業務)
 - 送金為替、当座振込、代金取立等の内国為替業務、及び輸出、輸入、外国送金、その他外国為替取引に関する信金中央金庫への斡旋業務
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務を除く)
 - 短期社債等の取得又は譲渡
 - 次に掲げる者の業務の代理
 - (株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、信金中央金庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益財団法人不動産流通推進センター
 - 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ロ 銀行
 - ハ 長期信用銀行(長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行をいう)
 - ニ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - ホ 労働金庫及び労働金庫連合会
 - ヘ 農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行うものに限る)及び農業協同組合連合会(同号の事業を行うものに限る)
 - ト 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第4号の事業を行うものに限る)、漁業協同組合連合会(同法第87条第1項第4号の事業を行うものに限る)、水産加工業協同組合(同法第93条第1項第2号の事業を行うものに限る)及び水産加工業協同組合連合会(同法第97条第1項第2号の事業を行うものに限る)
 - チ 農林中央金庫
- 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
 - 信金中央金庫
- 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 振替業
- 両替
- デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く)
- 金融等デリバティブ取引((5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く)

- 5.国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く)
- 6.法律により信用金庫が営むことのできる業務
- (1)保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
- (2)当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
- (3)高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところ

- により、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く)
- (4)地方債又は、社債その他の債券の募集又は管理の受託
- (5)電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
- (6)共済募集業務(中小労災共済法に基づく共済募集)
- 7.企業等の事務受託業務

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事、非常勤理事、常勤監事及び非常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払い時期及び支払い方法

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	123

(注)1.対象役員に該当する理事は8名、監事は3名です。

2.上記の内訳は、「基本報酬」80百万円、「賞与」23百万円、「退職慰労金」19百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2.「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

沿革

金庫のあゆみ

郡山信用金庫

昭和	3年	9月	産業組合法による有限責任郡山町信用組合設立
	9年	3月	保証責任に組織変更
	13年	8月	郡山町信用販売購買利用組合と改称
	19年	3月	農業団体法により解散
		4月	郡山町農業会設立
	23年	8月	信用部門を分離し市街地信用組合法の制定により有限責任郡山町信用組合設立
	25年	4月	中小企業等協同組合法により郡山町信用組合に改組
	26年	10月	信用金庫法に基づき郡山信用金庫に組織変更

奈良市信用金庫

昭和	9年	6月	産業組合法による有限責任奈良市信用組合設立
	18年	4月	市街地信用組合法の制定により奈良市信用組合として組織変更
	25年	4月	中小企業等協同組合法により奈良市信用組合に改組
	26年	10月	信用金庫法に基づき奈良市信用金庫に組織変更

奈良信用金庫

昭和	50年	9月	郡山信用金庫と奈良市信用金庫が合併し『奈良信用金庫』に名称変更
	55年	4月	新本店移転開店
	62年	4月	両替商業業務開始
		12月	日本銀行と当座取引開始
平成	元年	3月	創業60周年記念決起大会開催
		9月	創業60周年記念提言集発刊
		12月	総預金1,000億円達成
	4年	11月	理事長糸谷精己が黄綬褒章を受章
	11年	3月	総貸出金1,000億円達成
	13年	3月	総預金1,500億円達成
	14年	11月	前会長 高橋義夫が黄綬褒章を受章
	16年	2月	総預金2,000億円達成
	22年	3月	総預金2,500億円達成
	25年	5月	理事長糸谷正祐が旭日双光章を受章
	26年	9月	総預金3,000億円達成
		12月	総貸出金1,500億円達成
	30年	3月	総貸出金2,000億円達成
令和	元年	9月	創業90周年記念誌作成
		11月	「持続可能な開発目標(SDGs)」へ加盟
	5年	9月	創業95周年

2023年度のあゆみ

2023年12月	「相続定期預金」の取扱いを開始
2024年 2月	企業版ふるさと納税制度を活用し、天理市に寄付金を贈呈

取扱手数料一覧

振込手数料

項 目		振込金額	窓口(※2)	ATM		インターネット バンキング	FB・HB テレホン	自動送金 (※3)	ファクシミリ 振込
				現金	振替				
内国為替	当金庫宛	5万円未満	220円	110円	0円	0円	0円	0円	220円
		5万円以上	440円	330円	0円	0円	0円	0円	440円
	他行庫宛	5万円未満	660円	440円	275円	275円	330円	440円	550円
		5万円以上	880円	660円	440円	440円	550円	660円	770円

※1 上記表は、全て電信扱い。文書扱いは付帯物件付のものに限り承っております。660円の手数料がかかります。

※2 視覚障がい者の方が「窓口」でお振込みをされる場合、ATM振込みできる金額の範囲内に限り、ATM振込扱いの手数料でご利用いただけます。

※3 一律55円の口座振替手数料が別途かります。

基本手数料

項 目	単位	金額
FB	1ヶ月	3,300円
ならしんWEB-FB	1ヶ月	1,100円
HB	1ヶ月	1,100円
インターネットバンキング	1ヶ月	※1 個人のお客さま 無料
		※2 法人・個人事業主さま 1,100円
テレホンバンキング	1ヶ月	無料
ファクシミリ振込	1ヶ月	1,100円

※1 屋号、商号等でご使用の口座は除きます。

※2 新規契約は個人のお客さまに限定させていただきます。法人・個人事業主の方は「ならしんWEB-FB」をご利用ください。

代金取立手数料

項 目	単位	金額
入金扱	電子交換	1通あたり 無料
取立扱	電子交換	同一店内 1通あたり 無料
		上記以外 1通あたり 660円
	電子交換所非加盟金融機関宛て(個別取立) 1通あたり 1,100円	

両替手数料(1件あたり)

	窓口	両替機(両替機設置店のみ対象)	
		当金庫 キャッシュカードを お持ちでない場合	当金庫 キャッシュカードを ご利用の場合(※1)
1～50枚	無料	100円	1日1回 無料
51～100枚	(※2) 330円	200円	
101～300枚	550円	300円	
301～500枚	550円	400円	
501～1,000枚	1,100円		
1,001枚以上	1,100円+500枚毎に 550円を加算		

(※1) 当金庫のキャッシュカード1枚に対し、1日1回に限り100枚まで無料。

(※2) 当金庫の通帳、キャッシュカード、アプリ画面のうち、いずれかのご提示により、お一人さま1日1回に限り100枚まで無料。((例) 当金庫の通帳を提示して200枚両替する場合、手数料は550円となります。)

硬貨入出金手数料

1～100枚	無料
101～500枚	(※3) 550円
501枚以上	550円+500枚毎に550円を加算

※全てのお客さまを対象とします。

※口座に対する硬貨入金、硬貨出金を対象とします。

(※3) 硬貨出金の場合、お一人さま1日1回に限り500枚まで無料。

※公共料金、税金納付や振込等に硬貨をご利用される場合も対象とします。

当座関連

項 目	単位	手数料
小切手帳発行	1冊(50枚)	550円
手形帳発行	1冊(25枚)	550円
マル専当座	口座開設手数料	1口座 5,500円
	手形交付	1枚 550円

融資関連

項 目	手数料
住宅ローン	一部繰上返済 固定金利特約期間中 33,000円
	変動金利利用中 11,000円
	全額繰上返済 固定金利特約期間中 33,000円
	変動金利利用中 11,000円
	固定金利型選択事務手数料(1件) 11,000円
	全国保証住宅ローン取扱手数料 55,000円
	期間延長・割賦金見直し手数料 11,000円
	不動産調査手数料 55,000円
事業性不動産調査手数料 55,000円	
抵当権者の開発同意等発行手数料 11,000円	
融資証明書発行手数料 11,000円	

組戻料等

項 目	単位	金額
送金組戻料	1通	660円
振込組戻料	1通	660円
取立手形組戻料	同一店	無料
	同一店以外	1通 660円
不渡手形返却料	同一店	無料
	同一店以外	1通 660円
取立手形店頭呈示料	1通	※660円以上

※660円を超える場合に実費をご負担いただきます。

集金手数料

項 目	頻度	単位	金額
集金手数料	週1回	1ヶ月	8,800円

※回数が増える毎に8,800円が加算されます。

貸金庫使用料

項 目	単位	使用料
簡易型貸金庫	1年	13,200円
電動型	第一種	1年 15,840円
	第二種	1年 21,120円
	第三種	1年 39,600円

夜間金庫関連

項 目	単位	手数料
基本手数料	1年	66,000円
入金帳発行	1冊(50枚)	5,500円

再発行手数料

項 目	単位	金額
通帳・証書	1冊	1,100円
キャッシュ・ローン・IB・貸金庫カード	1枚	1,100円

未利用口座管理手数料

項 目	単位	手数料
未利用口座管理手数料	1口座	1,320円

※2021年4月1日以降の口座開設において一定条件を満たす場合手数料がかかります。

電子マネーチャージ手数料

項 目	単位	金額
楽天Edy	チャージ 10,000円以上	1回 無料
	チャージ 10,000円未満	1回 55円

※楽天Edy以外の取扱いは行っておりません。

自動集金手数料

項 目	単位	手数料
Eメール方式 月額基本手数料	1ヶ月	1,100円
請求1件につき	1件	220円

その他発行手数料

自己宛小切手	1枚あたり	550円
	都度発行	1通あたり 550円
残高・利息証明書	相続によるもの	1通あたり 1,100円
	相続によるもの (既経過利息証明つき)	1通あたり 2,200円
	当金庫所定用紙以外 (監査法人所定用紙等)	1通あたり 1,100円
包括残高証明書	1通あたり	770円
取引履歴書	10枚まで	550円
	10枚を超え1枚毎に55円	

でんさいサービスにかかる手数料一覧

■ 基本手数料(月額)

でんさいサービスのご利用内容	基本手数料(月額)
受取、譲渡、割引のみご利用のお客さま(債権者利用)	無料
受取、譲渡、割引に加え発生記録をご利用のお客さま(債務者利用)	無料

※「ならしんWEB-FB」など、他の当金庫インターネットバンキングをご利用いただいている場合は別途、該当サービスの基本手数料がかかります。

■ 従量手数料(1回あたりの手数料)【ご利用の翌月に、前月分を一括してご請求させていただきます。】

手数料種類	手数料金額		対象のお客さま
	当金庫宛(当店宛含む)	他行宛	
発生記録手数料(振出に相当)	330円	660円	発生記録請求者(債務者または債権者)
譲渡記録手数料(裏書に相当)	165円	330円	譲渡人
分割譲渡記録手数料(でんさいネット独自サービス)	330円	660円	譲渡人
保証記録手数料(手形保証に相当)		330円	債権者
支払等記録手数料(別途支払済み情報の登録)		330円	支払等記録請求者(債務者または債権者)
変更記録手数料(債権情報の変更)		330円	変更記録請求者(債務者または債権者)
口座間送金決済手数料(当座決済後の送金に相当)	無料	無料	債務者(実際の債権分割数は決済時に通知されます)
入金手数料	無料	無料	債権者(入金依頼者)

※やむを得ない事情によりパソコンを介さず窓口で手続きをする場合は、上記+330円の手数料で対応いたします。

■ その他手数料【ご利用の都度、手数料をいただきます。】

手数料種類	手数料金額		対象のお客さま
窓口代行手数料	当金庫では常時代行はしていません	—	依頼者
開示手数料	通常開示(PC)	無料	請求者 (お客さまのPCによる開示)
	通常開示(書面)	550円	請求者 (書面代行による開示)
	通常開示(書面) でんさいに依頼するもの	3,300円	請求者
残高証明発行手数料	残高開示(書面) でんさいに依頼するもの	4,400円	請求者
変更記録手数料(書面) (PC対応不能の債権情報変更)	PCで対応ができない内容の債権変更を書面で でんさいに依頼するもの	2,200円	変更記録請求者 (債務者または債権者)
口座間送金決済中止手数料 (組み戻しに相当)	依頼返却となるもの (当金庫・他行宛の差なし)	880円 ×債権分割数	依頼者(債務者または債権者) (実際の債権分割数は中止時に通知されます)
支払不能情報照会手数料	情報照会(書面) でんさいに依頼するもの	3,300円	請求者
特定記録機関記録変更手数料 (でんさいネットへの債権移動)	当金庫でご利用のでんさいネットへ 電子債権を移動した際に口座引落しされるもの	4,400円	債権者

※上記手数料とは別に、他の提携記録機関においても「特定記録機関記録変更手数料」を定めている場合があります。

※支払不能情報の照会は書面のみとなります。(PCからはできません。)

店頭ATM手数料一覧

		8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	21:00	22:00	
奈良信金 大和信金 奈良中央信金 カード	平日	入出金	無料							
	土曜	入出金	無料					お取扱いいたしていません		
	日・祝日	入出金	無料							
他信用金庫 カード	平日	入出金	110円	無料					110円	
	土曜	入出金	110円	無料			110円	お取扱いいたしていません		
	日・祝日	入出金	110円							
都市銀行 信託銀行 地方銀行 農協 カード	平日	出金	220円	110円					220円	
	土曜	出金	お取扱いいたしていません		110円			220円	お取扱いいたしていません	
	日・祝日	出金			220円					
第二地銀 信用組合 労働金庫 イオン銀行 カード※1	平日	入出金	220円	110円					220円	
	土曜	入出金	お取扱いいたしていません		110円			220円	お取扱いいたしていません	
	日・祝日	入出金			220円					
ゆうちょ銀行 カード	平日	入出金	220円	110円					220円	
	土曜	入出金	220円	110円			220円	お取扱いいたしていません		
	日・祝日	入出金	220円							

■ 手数料無料です。 ■ 手数料が1回110円がかかります。 ■ 手数料が1回220円がかかります。

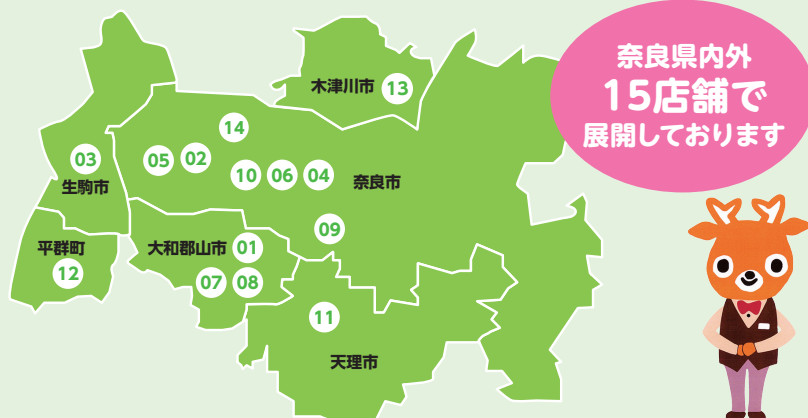
※1 一部、入金のお取扱ができない金融機関もございます。

※ CDキャッシング手数料は1回あたり110円の手数料がかかります。

※手数料については、全て基準日現在の消費税込みの表示となっております。税制が変更された場合は、新しい税率で計算した手数料が必要となります。

(2024年7月1日現在)

ならしん 店舗ネットワーク



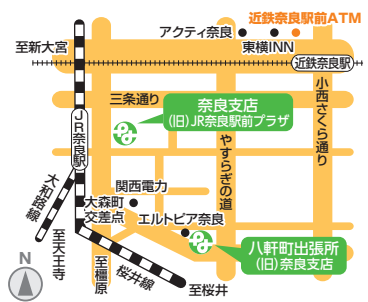
01 本店営業部



03 生駒支店

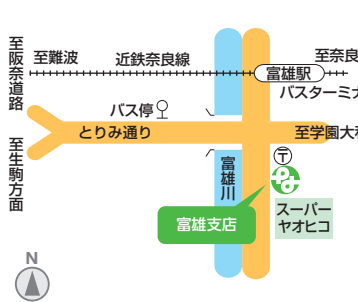


04 奈良支店・八軒町出張所



※奈良支店は2022年7月4日に移転しました。

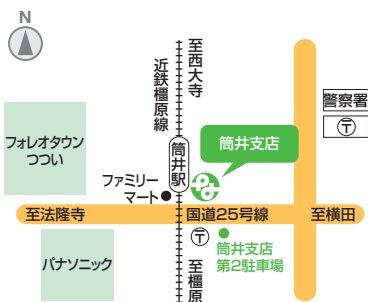
05 富雄支店



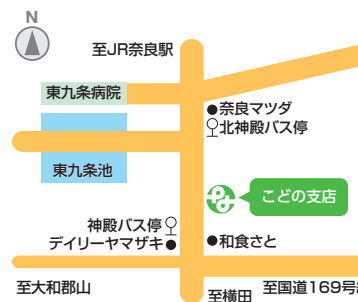
07 小泉支店



08 筒井支店



09 こどの支店



11 天理支店



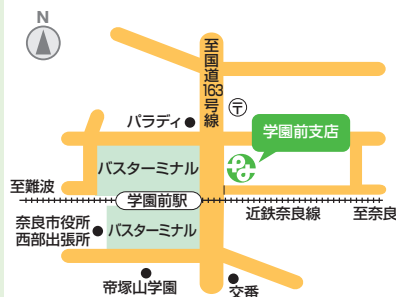
12 龍田川支店



13 木津川梅美台出張所



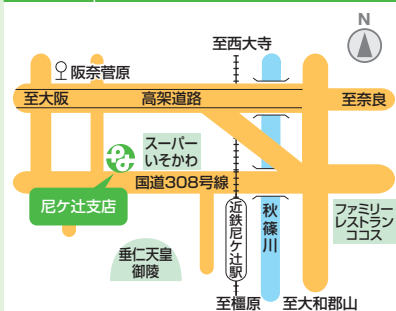
02 学園前支店



06 大宮支店



10 ニケ辻支店



14 押熊出張所



店舗一覧

店名	住所	電話
01 本店営業部	〒639-1082 大和郡山市南郡山町529番地の6	(0743)54-3111(代)
02 学園前支店	〒631-0036 奈良市学園北2丁目1番2号	(0742)45-4567(代)
03 生駒支店	〒630-0251 生駒市谷田町843番地の5	(0743)74-1011(代)
04 奈良支店	〒630-8244 奈良市三条町511-3 奈良交通第2ビル	(0742)26-8111(代)
05 富雄支店	〒631-0078 奈良市富雄元町2丁目6番31号	(0742)45-4401(代)
06 大宮支店	〒630-8115 奈良市大宮町6丁目3番地の8	(0742)33-1771(代)
07 小泉支店	〒639-1042 大和郡山市小泉町549番地の2	(0743)52-0505(代)
08 筒井支店	〒639-1123 大和郡山市筒井町727番地の3	(0743)56-5450(代)
09 こどの支店	〒630-8441 奈良市神殿町667番地の1	(0742)63-3117(代)
10 ニケ辻支店	〒631-0845 奈良市宝来1丁目9番1号	(0742)41-2454(代)
11 天理支店	〒632-0017 天理市田部町531番地	(0743)62-3006(代)
12 龍田川支店	〒636-0911 生駒郡平群町椿井715番地の1	(0745)45-1311(代)

出張所

04 八軒町出張所	〒630-8325 奈良市西木辻町146番地	(0742)26-8111(代)
13 木津川梅美台出張所	〒619-0215 木津川市梅美台8丁目1番5	(0774)72-4411(代)
14 押熊出張所	〒631-0011 奈良市押熊町557番地7	(0742)48-1260(代)

出張所では昼休業を実施しております。

[出張所営業時間] 平日 9:00~12:00
13:00~15:00
(12:00~13:00は窓口休業)

会員たる資格

信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる者に該当する個人にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超える事業者を除くものとし、第1号又は第2号に掲げる者に該当する法人にあってはその常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本金の額又は出資の総額が9億円を超える事業者を除くものとする。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
- 三 その信用金庫の地区内において勤務に従事する者
- 四 前3号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

信用金庫連合会の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする信用金庫であって、定款で定めるものとする。

CD・ATMご利用時間(入出金)

	平日	土曜日	日曜・祝日
営業店コーナー(奈良支店を除く)	8:00~22:00	8:00~17:00	8:00~17:00
奈良支店	8:00~22:00	8:00~22:00	8:00~22:00
大和郡山市役所	9:00~17:00		
プライスカット大和小泉店内	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00
イオンモール大和郡山内※1	10:00~22:00	10:00~22:00	10:00~22:00
近鉄奈良駅前	8:00~22:00	8:00~22:00	8:00~22:00
八軒町出張所	8:00~22:00	8:00~17:00	8:00~17:00
木津川梅美台出張所	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30~22:00
押熊出張所	8:00~22:00	8:00~22:00	8:00~22:00

※1 県下三金庫合同ATM

両替機設置店ご利用時間	奈良支店	平日	9:00~15:00
	押熊出張所	平日	9:00~15:00

(2024年7月1日現在)

経営方針について

お客さまへ

地域貢献

業務のご案内

資料編

金庫の概要

NARA SHINKIN BANK REPORT 2024

ならしん 公式SNS

LINE



〈ならしん〉のイベントやおトクな情報を配信しています。質問等をメッセージで送っていただくと、「ならっきー」が直接お答えします！
@narashin

Instagram



「ならっきー」の日常写真や、「ならっきー」が訪れた地域のお店情報を定期的に発信しております。
@nalucky_insta

X



「ならっきー」が日常や〈ならしん〉の情報をつぶやきます。
@naluckyofficial